

# 令和元年第2回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和元年6月19日(水曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 16時03分

### 議事日程

開会 令和元年6月19日(水) 午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
税条例等の一部を改正する条例)

日程第5 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

※法律及び政令等公布及び国の通知に関するもの

日程第6 議案第3号 先決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

※税率等の一部改正に関するもの

- 日程第7 議案第4号 先決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第5号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第9 議案第6号 町道路線の変更について
- 日程第10 議案第7号 阿武町道路条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 物品売買契約の締結について
- 日程第12 議案第9号 令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第10号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第11号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第15 議案第12号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第16 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第14 委員会付託

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

1番 副議長	中 野 祥 太 郎
2番	伊 藤 敬 久
3番	市 原 旭
4番	池 田 倫 拓
5番	小 田 高 正
6番	田 中 敏 雄
7番	清 水 教 昭
8番 議 長	末 若 憲 二

**欠席議員**                   なし

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	梅	田		晃
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	三	好	由美子	
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前9時00分

## 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。5月1日に新元号「令和」が始まりました。そして、本日は「令和」になりまして初めての阿武町議会です。

議員各位には、応召ご出席ありがとうございます。

時代は、「平成」から「令和」に変わりましたが、「平成」を顧みますと、国内の経済では、消費税が3%で始まり、その後5%、8%となり「令和」元年には10%になろうとしております。

平成2年には、それまでの好景気が一気に後退をしました「バブル経済の崩壊」や、平成20年には、リーマンショックが起こり、国民の生活に多大な影響を与えました。また、平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災をはじめ、全国各地で自然災害が多く発生した時代でありました。

この阿武町におきましても、平成25年には山口県北部豪雨が発生しましたが、この阿武町には人的被害が無かったことが幸いでした。

国政におきましては、平成5年自民党が初めて野党となり、また、平成21年には政権交代が起こりました。その後、安倍内閣が「アベノミクス」を掲げ発足し現在まで続いています。しかし、まだまだ「アベノミクス」の経済効果はこの地方にまで及んでおりません。早く効果が出ることを望んでいます。

海外では、平成元年には中国において天安門事件が発生し、ベルリンの壁が崩壊、さらにはソビエト連邦が崩壊するといった事柄から、世界的に民主化運

動が始まったと思われます。しかし、ここに来てアメリカと中国の経済戦争はアジア諸国を巻き込み、多大な影響が出てくるとと思われます。早く落ち着くことを願っております。

また、平成から令和になっても続いているのが、幼い子どもたちへの虐待であります。せっかく授かった命を子どもたちの意思に関係なく親が一方的に虐待するのは、人道的にも許されるものではありません。一日も早くこのような虐待が無くなることを祈り、我々住民もしっかり目くばり気くばりをして、地域で子どもたちを支えていかなければと強く感じております。

さらに、最近では高齢者の方による自動車事故が増えております。アクセルとブレーキの踏み間違いが原因ではと考えられております。阿武町でも高齢者の方が多く運転をされていらっしゃると思いますが、車がないと生活できないことを考えると、今後の交通体系を今一度考えなくてはいけないと思います。

今年は、梅雨入り宣言も無く雨も少ないようです。しかし、例年7月の梅雨明け頃には豪雨が来ております。今年の梅雨は適度な雨が降り、災害など発生せず豊穰の秋を期待するところです。

また、イージス・アショアの話が昨年6月に入って浮上してきました。これまでも、住民説明会、議会全員協議会も幾度となく行われ、国の方から説明を受けました。先日も昨年10月から配備候補地のむつみ演習場での調査結果の報告を受けたわけですが、まだまだ説明不足と思いました。住民の目線にあった説明を、これからもしっかりと求めていきたいと思っております。

今回の議会は、最初に申し上げました通り「令和」に入って最初であります。議員各位の慎重なるご審議を賜りますようお願いいたしまして開会のご挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案12件、発議1件、全員協議会に

おける報告3件、また4人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、8人全員です。ただ今より令和元年第2回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる3月4日開催の平成31年第1回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3月9日 阿武中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3月20日 町内小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3月23日 みどり保育園卒園式が開催され、本職が出席しました。

4月1日 阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、中野副議長が出席しました。

4月4日 みどり保育園入園式が開催され、本職が出席しました。

4月8日 町内小中学校の入学式が開催され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

4月9日 阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

4月17日 むつみ演習場へのイージス・アショア配備に反対する阿武町民の会の方が、陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める要請書の提出

のため訪問され、本職が対応しました。

5月20日 令和元年度山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会総会及び萩・小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

5月24日 イーゼス・アショアの配備計画の撤回を求める住民要望の申し入れが防衛省で開催され、本職が出席しました。

5月28日 町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、本職が出席しました。

同じく5月28日 防衛省によるイーゼス・アショアに関する調査結果等の説明が山口県庁で開催され、中野副議長が出席しました。

6月7日 全員協議会を開催し、イーゼス・アショアに関する調査結果等の説明を受け、質疑応答があったことはご高承のとおりです。

6月11日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和元年第2回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

平年から2週間ばかりとなりましたが、まだ梅雨入りは発表されませんが、そうは言いながらも、今のところ適度な降雨等により農作物も順調に生育しておるといふうに聞いているところであります。この後も、夏には十分な日照の中で水稻の生育も順調に進み、豊穰の秋が迎えられればと願っているところであります。しかしながら、その一方で大雨等の災害には十分に注意を払い、住民の安心安全を第一に考えて、常に危機管理意識を念頭に置きながら、行政の推進を行っていく所存でございます。

さて、新たな元号「令和」の時代が始まりました。安倍首相は、令和についての談話を発表した記者会見の中で、「文化を育み、自然の美しさをめぐることができる、平和な日々心からの感謝の念を抱きながら、希望に満ちあふれた新しい時代を国民の皆様と共に切り開いていく」と述べ、その一方で、「急速な少子高齢化が進み、世界がものすごいスピードで変化をしていく中で、変わるべきは変わっていかねばなりません」とも語るなど、新しい時代を迎えたことを契機に、私たちは凄まじい時代の変化を乗り越える覚悟が求められるとともに、先人先祖が作りあげた豊かで平和な社会を、次代に希望をもってつないでいく使命があると感じているところでございます。

これまでのような「成長」を前提とした行政サービスと、教育、医療、福祉など、さまざまな社会的仕組みの立て直しをはじめ、都市部においても農村部においても、人の「暮らし」を中心に据えた、新たな再生、そして日本の創生が求められております。平成時代のバブル経済期においては、リゾート開発という名の下に、企画や資金、ノウハウ等が外部から持ち込まれ、日本全体が浮き足立つ中で、地域は置き去りにされてきました。そして、バブルが崩壊し、沈静化した後に、自分たちの力で地域に見合ったやり方でまちづくりを行う「地域づくり」、「ふるさとづくり」の機運が少しずつ高まる中で、2000年代の前半から平成の大合併の政策が持ち上がり、その結果、小さな町村が消えて自治体の規模が大きく広域化して参りました。

こうした背景を受けて「地域おこし協力隊」のような新たな制度が生まれて、これまでのような中央から地方への補助金や交付金の流れだけではなく、地域づくりに対して外部サポーターが加わるという新しい「人」の流れが生まれ、その流れは「田園回帰」という言葉に集約されるように、頑張っている地域には若者が注目し、引きつけられ「若者」そして「よそ者」の目線で面白い取り組みが始まると、そこに自分も関わってみたいと思う若者が誘発されて、新たな関係人口が増えていくというような好循環が生まれつつあり、ご案内のとおり、阿武町においても少しずつそうした芽が育って来ているところであります。

私は、昭和51年に阿武町役場に奉職以来、今日までの40数年間、行政に携わり、阿武町の「まちづくり」に関わって参りました。

こうした中、昨年の6月にイージス・アショアの問題が発生し、私としても住民に寄り添い、阿武町の将来を真剣に考えながら対処する中で、先月の5月24日には、イージス・アショアの陸上自衛隊萩市むつみ演習場への配備計画の撤回を求めるべく、末若議長と共に防衛省に赴き、原田防衛副大臣にこの計画の撤回を求める要請書を提出し、反対する意思をきちんと伝え、4日後の28日にも、県庁において、原田防衛副大臣に再度、反対の趣旨をきちんと説明して参りました。

この問題につきましては、再三の繰り返しになりますけれども、広く町民にご理解をいただくためにあえて何回も申し上げますが、本町は、配備計画のあるむつみ演習場に隣接し、数100メートルの近接した位置に、大字宇生賀の集落、そして、数キロメートルの範囲内に大字福田上、福田下の集落が位置し、更に、阿武町全体が有事の際の迎撃ミサイルの発射方向とされる北西方向10数キロメートル内の範囲に下方に位置しております。

私は、昨今の緊迫した国際情勢の中で、BMD(弾道ミサイル防衛)の必要性については異を唱えるものではありません。しかしながら、当該地があまりにも住民の生活圏、生産活動圏域に近接しすぎている、このことを指摘している訳であります。

この問題について地元住民は、電磁波による健康被害や農・畜産物に対する被害の可能性と風評被害、ブースターの落下の危険性や攻撃やテロの対象となる可能性、事故や基地の肥大化の可能性、そして、この地域は、生活用水も農業用水も地下水に頼っており、基地建設後に、施設の上屋の建設や舗装等によって地下浸透水が減少し、水量や水質に大きな影響があるのではないかと懸念しているところであり、昨年9月議会においても、議会として請願の採択という形で、反対の意思表示が明確に為されたことを受けて、私も町長として、議場において、計画に反対である旨を正式に表明したところであります。

また、今年2月3日には、特定の政治思想や団体に属さない、純粹に町民だけで組織し、本件問題だけに特化した「むつみ演習場へのイージス・アショアの配備に反対する阿武町民の会(通称:阿武町民の会)」であります。これが380人をもって設立され、今年4月17日には「地上配備型イージスシステム(イージス・アショア)の陸上自衛隊萩市むつみ演習場への配備計画の撤回を求める要請書」が私町長及び議会宛に提出されました。この阿武町民の会の会員は、現在では1,614人となり、これは本町の有権者2,898人の過半数を越える55.7%に達し、現在も増加しつつあると聞いております。すけれども、町民の反対の強い意志の証左であると私は理解をしております。

本町は、人口3,300人の小さな町であり、地方創生における人口推計では、今から約21年後の2040年には、人口は1,700人と、現在のほぼ半数になると推計をされております。そうした中で、本町においては、人口の自然減が、一定程度進むことは致し方のない反面、町の努力、魅力づくり、各種定住施策等によって、社会増減を均衡化することは出来るとの考えから、単独町制を選択して以来、長きにわたって、自然や人を大切に、若者にも魅力のある町づくりに、積極的に取り組んで参りました。

その結果、全国に約800ある過疎自治体の中で、高齢者を除く、2010年と2015年の5年間の人口の社会増減について、本町はプラスの3.9%で、全国で上位17番目にランクされました。また、人口移動統計調査によれば、平成10年から平成19年の1

0年間の本町の人口の社会増減は、マイナスの333人の大幅な減少でありましたが、直近の10年、平成20年から29年の10年間の社会増減は、僅かに10年でマイナス4人という結果になり、これは、国及び他の市町村の地方創生の施策に先駆けて、人口定住対策、とりわけ全国からIターン者等を受け入れながら、平行してUターン施策、子育て支援対策等を積極的に推進してきた成果であると分析しており、ある意味では、過疎高齢化が進行する市町村のモデルではないかと自負しているところであります。

こうした中で、本件の問題が発生して以来、Iターン者の中からの話であります。ご紹介いたしますと、「町長さん、私達家族は、阿武町のよそにない色々な魅力的なまちづくりの取り組みと、そして、自然と人を大切にしたいまちづくりに魅力を感じて、このような町で子育てをしたい、終の棲家としたいと思ってこの町に越してきました。でももしミサイル基地が出来たら、町長さんには申し訳ないけれど、その時は、私達が思っていた町では無くなるのです。だから、出るしかないんです。」という人が現れ始めている状況にあります。更に、また別の人は、「Iターンを考えていた時点で、むつみ演習場にイージス・アショアが配備されていたら阿武町は移住先の選択肢には確実に入っていない。」と断言する人も出ています。こうした中で、どうして先程から申しますようなIターン施策等が有効に働くのでしょうか。そういった人たちが呼び込めるのでしょうか。

正に、本町が、長年にわたり一生懸命に取り組んで来た、まちの生き残りをかけた定住対策の方向性を根底からひっくり返すこととなります。そして、Iターン施策等が阻害され、若者を中心とした移住者が減少し、町の人口が急激に先細るであろうことは、ある意味で「町の存亡に関わる危機」との認識であり、私は、このことがどうしても承伏できないわけであります。

地方創生は、国の最重要課題の1つであります。そして、早くからこの課題に一生懸命取り組んで来て、客観的数値として成果も収めている、そんなこの町を困難におとしめることは、あってはならないことだと思います。

「適地」という言葉があります。私は、「適地」には、「狭義の適地」と「広義の適地」が

あると思います。「狭義の適地」狭い意味での適地とは、適地調査の結果、むつみ演習場が地耐力や地盤、地形や電波の障害その他において物理的に施設を建設する上で適地と言うこと。そして、「広義の適地」広い意味での適地とは、湧水や風評のほか、何よりもその地域及び地域住民の持つ考え方や歴史、また、これまで進めてきた、そして今後も進めようとしている町づくりの方向性を含めた中での適地かということであり、適地調査の結果のみを重要視する「狭義」の適地ではなく、適地の最終的判断段階では「広義」の意味を十分斟酌いただき、判断されることを願ってお願いをしているところでもあります。

また、国においては、従来から、「配備は住民の理解が前提である。」と明言されておりますし、今もそのスタンスは変わっていないと認識しております。私は、「理解」とは、一般的には「良く分かりました。良いですよ。了解しました。賛同します。」ということであると思っております。

こうした中で、阿武町民の有権者の半数以上が、「阿武町民の会」の会員となり積極的に配備反対の意思を示され、議会も町長も反対の表明をしている、つまり、町をあげて反対している段階では、更に、先日の住民説明会の状況を見ても、むつみ演習場への配備は、到底住民の理解を得たものとは言えないと思います。従って、他に代替措置がなくて、どうしても陸上配備型イージスシステム(イージス・アショア)の配備ということであれば、住民の生活圏、生産活動圏域に近接しない場所を改めて調査されて、むつみ演習場への配備については断念して頂きたいと改めてここで申し上げておきます。住民の方々の中には、国の方針に反対すると、「補助金がらみの事業や補助金が削減される」、また、「木与防災として取りかかっている山陰道の整備に影響や遅れが出る」などのことを、懸念されている方もるように聞き及んでいるところでもあります。

私は、このイージス・アショアに係るむつみ演習場への配備計画の問題が、国の補助制度や山陰道の建設に影響することは、あってはならないと思っておりますし、一切無いというふうに確信をしております。

そして、今一度、私が、むつみ演習場への反対を明確にした論点を申し上げるならば、先ほど申し上げましたとおり、それは、これまで阿武町が行ってきた「まちづくり」のことではありますが、この「まちづくり」に関しては、国から何を言ってくれようが、私には、Iターン、Uターン施策をはじめ、40 数年間にわたって「まちづくり」に取り組み、成果を上げてきたという自負があり、これは、理屈でも、理論でもなく、この「論点」だけは動かしようのない事実であります。そして、私は町民の意思や思いを一番に考える中で、これまで培ってきた阿武町のまちづくりを根底から覆すような要因については、断固として反対の意思を示すとともに、将来の阿武町にとって、そして、次代を担う阿武町民にとっても大変重要であると確信をしているところであります。

ご案内のとおり、本年度は、新しいまちづくりに取り組むべく、これまでの総合計画を精査し、新たに10ヶ年先を見越した新たな基本構想、そして5年ごとに見直しを図る総合計画においては、今回から地方創生における事業を織り込んだ全く新しい計画づくりに着手しているところであります。

特に、少子高齢化が進む人口減少社会に対応していくために、町内外を問わず参加できる「21世紀の暮らし方研究所」の主体的な活動を引き続き支援する中で、福賀地区と宇田郷地区における活動の水平展開をはじめ、「すまい」のプロジェクトによる空き家セミナーや相談会の開催、家の未来帖の活用、「しごと」のプロジェクトによる4分の1ワークスの援農プログラムや仕事情報の発掘、住まいや仕事の情報発信、そして、「ひと」のプロジェクトによる商品開発やワークショップの開催、阿武町の暮らしが体験できるプログラムなどを、引き続き推進して参ります。

特に、各種の事業においては、町や21世紀ラボをはじめ、地域組織や地域住民が主体的に行っていくこととしておりますけれども、専門的な支援業務においては、昨年引き続き一般社団法人ステージに委託し、委託事業の「選ばれるまちづくり推進事業に関する支援業務」につきましては、2015年の阿武町版総合戦略に基づく住まいと仕事の提供数の充実とつながりの創出を継続的に行うほか、次期5年間を見据えた方針

の策定等を主に実施いたします。

そして、新規事業の「新たなしごと創出に関する支援業務」につきましては、町の基幹産業である第一次産業での所得の向上や雇用の場の確保のため、魚の伝道師として全国的にも名前の知られている上田勝彦さんをはじめとした専門家を招聘して、漁業や林業等における付加価値流通などへの技術指導やアドバイスを受けることとしております。また、新規事業の「まちの縁側事業の推進に関する支援業務」につきましては、阿武町を訪れる人々の滞在時間を延ばし、阿武町の暮らしを知り、移住・定住をはじめ、関係人口の増加を促進する「まちの縁側機能」を構築するため、これにも専門家を招致し、阿武町の玄関口である道の駅等に、キャンプフィールドやビジターセンター、簡易宿泊所等の滞在型交流拠点を整備し、「暮らしの体験プログラム」の開発・運営体制の構築支援を行うほか、地域内の「ひと・もの」の流れを整えて、地域内経済の循環の可視化を図る仕組みも行って参ります。

いずれも、国の補助事業を活用しながら、9%程度の町の負担により、阿武町が、そして地域が劇的に変わって行くことを期待している、阿武町始まって以来の、また、阿武町あげてのビッグ・プロジェクトであり、私もワクワクしながら、希望と夢のある新しいまちづくりに大いなる期待を持って取り組んでいるところであります。地方創生という都市から地方に吹いて来る風に対して、今こそ大きな帆柱を立てて、しっかりと受け止めながら、各種事業を大胆かつ着実に、スピード感をもって進めて行く必要があります。

先日、新聞紙上を通して、厚生労働省から2018年の人口動態統計の概数が発表されました。この結果によりますと、1人の女性が生涯に生む子供の推計人数を示す合計特殊出生率は、1.42で、3年連続の低下となり、死亡数から出生数を差し引いた自然減は、44万4,085人と、はじめて40万人を超えるなど、阿武町に限らず、全国的な傾向として、人口減少は今後も拡大する見通しで、少子化の克服が日本の抱える大きな課題となっています。

先ほども述べましたが、阿武町においても、毎年死亡数から出生数を差し引いた自

然減は、だいたい70人程度の減であり、この自然減の克服は全ての克服は難しいとしても、転出者数から転入者数を引いた社会増減については、この先、まちづくりの仕方如何によっては、阿武町をはじめ、更に、長門市から萩市、益田市を含む北浦全域においても、都市部から移住・定住者を呼び込むことは、十分に可能だと思っておりますし、実は先週15日の土曜日に、私も参加して、東京で開催した山銀さんの協賛していただきましたが、萩市とのコラボによる移住イベントで、30人の若者が東京界隈でありますが集まってくれました。その中には、何人かは必ず阿武町に移住、又は、関係人口になってくれるものと思っております。

そして、また、来る7月7日開催の、「ABUスイムラン・道の駅フェスタ」、これも、漁業者を始め多くの関係団体の協力により、昨年の約2倍、160人ばかりの選手のエントリーがあり盛大に実施出来そうです。

また、この様に、元気と活気のある魅力的な情報発信等を積極的に行っていくことで、興味をもって阿武町や北浦地域を訪れる関係人口の増加も、これまで以上に見込まれると思います。更に、都市部からの若者や家族世帯を呼び込むUターンをはじめ、一度は都市部に出て行った若者が帰ってくるUターン、阿武町に限らず近くに戻って来るJターン、更には、嫁ターン、孫ターンなど、安心して子供を産み、子育てができる施策や、安全な防災対策、各種福祉の充実、地産地消における豊かな食生活や自然環境など、町の資源を上手く活用しながら魅力あるまちづくりを着実に進めていけば、全国的に少子化が進む中であっても、阿武町は阿武町として十分に生き残っていきますし、今後とも、自立した住民と行政が協働するサステナブル(持続可能という意味ではありますが)な自治体運営やまちづくりを、スピード感を持って、進化させながら進めて行く所存でありますので、引き続き議員各位のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会でご審議をいただく議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は12件で、内容は、税条例等に関する専決処分4件をはじめ、「阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更」、「町道路線の変更」、「道路条例の一部改正」、700万円を超える「物品売買契約の締結」のほか、人事異動等に伴う一般会計補正予算をはじめとした、国民健康保険事業における事業勘定及び直診勘定、そして介護保険事業の特別会計の補正予算、そして、「新たな過疎対策法の制定に関する意見」に係る発議1件であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、地方自治法施行令の規定による繰越事業の報告、町の執行に係る工事等の契約締結の報告、及び地方自治法の規定に基づく「あぶクリエイションの経営状況」の報告の3件であります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は控えさせていただきます、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、小田高正君、6番、田中敏雄君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる6月11日開催の議会運営委員会

において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月25日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月25日までの7日間と決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が4人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、7番、清水教昭君、ご登壇ください。

○7番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから、一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

1項目は、いのちをつなぎ生活に和みを作る阿武町へ、で進めます。

金融庁は、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」を、令和元年6月3日に発表しました。内容は長寿化による人生100年時代に備えての内容でした、しかし、その内容は国において一つ一つ慎重に検証してもらいたいと考えております。

さて、令和の時代は高齢者像も大きく変わってきます。1つは1人暮らしの高齢者が急増してきます。2つは高齢者の高齢化です。この2つの流れは、阿武町も同じことが類推されます。そこで、わが国における公的扶助の歴史、すなわち救済制度の始まりについて、少しひもどいてみます。

古代の大宝律令(西暦701年)の中の「養老戸令：ようろうこりょう」(西暦718年)である。その注釈書として「令義解：りょうのぎげ」があります。

この中に「鰥寡孤独貧窮老疾：かんかこどくひんきゅうろうしつ」の状態にある者について、近親者が身柄を引き取って世話をし、身寄りがない場合は「坊里：ぼうさと」すなわち近隣において、援助することが規定されていました。それから年月が経過し、1945年（昭和20年）わが国では、新たな憲法や、世の中の仕組みが再構築されました。この新しい憲法25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」となっています。ここで、生存権の保障を明確にするとともに、国の公的扶助の責任を明らかにしました。これに伴い、1946年（昭和21年）に、旧「生活保護法」が制定されました。1950年（昭和25年）に、新「生活保護法」へと、抜本改正されるなど、公私の役割分担のあり方、社会福祉行政の仕組みが、整備されてきました。

現在の福祉国家の課題は、「見える貧困」と、「見えない貧困」から、今日の年収200万円未満の方々が増えてきて、若者から高齢者に見られる「新しい貧困」に変わり、これをどのように把握して予防・救済していくのかであると考えます。

そこで、阿武町に目を向けて見た時、生活をしておられる皆様方が明るい人生を送られ、こころが和む生活環境であることを私は願っております。

従って、ここへの質問を致しますので、お答えをお願い致します。

#### ①生活困窮者自立支援法による相談会の実施

広報あぶ4月号（574号）の26ページに「生活困窮者自立支援法による相談会」の案内がありました。これは生活困窮者自立支援法の（利用勧奨等）での第11条 福祉事務所を設置していない町村は生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、・・・と、あります。日付は5月15日水曜日でした。相談会の内容実績を

4点お聞きします。1つは、このような相談会を過去3年間にさかのぼり、何回実施し、その時の相談者は何人おられましたか。2つ、内容は生活、仕事、将来、病気等色々ありますが、内容層別の結果と、そこから読み取れる阿武町の傾向は。3点目、必要な情報の提供及び助言をすることになっていきますが、具体的でわかりやすい提示資料とポイントは。次に、調整連絡をし、利用の勧奨その他必要な援助で、最近の生活保護事例において、手続きの手順と、その要点の紹介について。

大きく2点目、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携です。

厚生労働省社会・援護局保護課長と地域福祉課長からの通達（社援保発第1001の第1号）から、お尋ねします。生活保護が必要であると判断される者は確実に福祉事務所につなぎ・・・と、あります。そこで、1つ、要保護者となるおそれの高いと判断する段階・・・と、ありますが、その高い判断基準、これをお聞きします。次に、法の対象となり得る者については・・・適切につなぐ・・・と、あります。そこで、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要・・・と書いてあります。そこで、阿武町の場合は、アウトリーチはどのように仕組みられていますか、お聞きします。

3点目、生活困窮者就労準備支援事業（法第3条4）、高齢者の高齢化、またひきこもり家族の高齢化が、日常生活をしていく中で、さまざまな悩みや課題を抱えておられます。これの問題化した事例が、テレビ、新聞に報道されています。ご存じの通りだと思います。その方々に対して、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の支援が必要です。そこで、就労準備支援事業で、阿武町らしい、きめ細かな支援の立ち上げがあるのか、その状況についてお聞きします。

4点目、生活保護法の基本原理で補足性の原理（法第4条）、生活保護法で

は、民法に規定する扶養義務者の扶養義務履行が保護に優先します。民法上の扶養義務者の範囲は絶対的扶養義務者と相対的扶養義務者があります。そこで、絶対的扶養義務者の範囲をお聞きします。また、それはどのような資料が今阿武町にあり、その説明ポイントは。2点目、現実的には、相対的扶養義務者の範囲まで関わってまいります。これがどうされていますか、お聞きします。

5点目、生活保護法の基本原則で世帯単位の原則(法第10条)、保護の要否や程度は、世帯を単位として判定と実施が行われています。世帯単位、また世帯分離という扱いがあります。説明資料の用意、具体的な説明内容についてお聞きします。

以上、質問内容は大きく5点になります。町長のお答えをお願い致します。

○議長 ただ今の、7番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 7番、清水教昭議員のご質問にお答えします。

たくさんの項目がありますので、一つずつ順にお答えしたいと思います。

まず、生活困窮者自立支援法についてのご質問であります。

わが国では、バブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成20年に発生した、いわゆる「リーマンショック」と呼ばれる世界金融危機の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加いたしました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化していると言われております。

こうした中で、雇用を通じた社会保障制度や労働保険制度等の第1のセーフティネットと最後のセーフティネットである生活保護制度との間に、第2のセーフティネットを

構築し、生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的として、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年4月から施行されております。

まず、質問の1点目、5月 15 日に開催された「生活困窮者自立支援法による相談会」であります。これは、今年度からは、萩市からの委託を受けた、萩市社会福祉協議会により実施される事業であります。

清水議員は、生活困窮者自立支援法第11条をあげておられます。この条文には、福祉事務所を置いていない町村は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、その他必要な援助を行う事業を行うことができる。と規定されているところですが、阿武町はこの事業を行っておりません。阿武町でこの事業を行うとなりますと、相談支援員の養成・確保をしなくてはなりませんし、煩雑な事務等を考えると、小規模な阿武町の職員体制で取り組むことは、無理があると思っております。

何よりも、この相談会は、生活困窮者自立支援法第4条の、市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住宅確保給付金の給付を行う責務を有する。という規定、そして第5条第1項、都道府県等、そしてこの都道府県等とは、都道府県及び市等のことですが、都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。さらに第2項で、都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。との規定により、萩市からの委託を受けた、萩市社会福祉協議会で実施しているということでありまして、阿武町の立場としては、阿武町内で相談会が開催される場合の会場確保等のお手伝いをするということになります。あくまでも萩市・阿武町を管轄する事業実施者は、萩市社会福祉協議会でありますので、誤解の無いようにお

願いたします。なお、平成30年度までは、萩市福祉事務所が事業実施者でありました。

さて、この相談会の過去3年間に遡っての実施回数と相談者数であります。今年度につきましては、ご質問にありましたように先月、5月15日に実施されましたが、相談者はお1人でした。平成30年度は、8月と11月、年が変わって2月の3回実施され、相談者は2月にお1人だけでありました。平成29年度は、5月と9月の2回実施され、誰も相談者はありませんでした。平成28年度は、8月と11月と2月の3回ありますが、相談者は2人でした。ついでに申し上げますと、平成27年度についてもご報告いたしますが、相談会の回数は1回でこれも相談者はいませんでした。平成27年度の制度開始以来、阿武町での相談会の実施回数は計で10回、相談者数は4人ということになります。また、予め日程が決まっている相談会とは別に、自立支援についての相談があれば、随時、萩市から相談支援員の方に阿武町まで来てもらい、相談を受けてもらうこともしております。こちらにつきましては、平成27年度以来、計7人の方が利用されております。相談内容としては、経済的困窮による支援を訴えたものが、全11件の内8件と大半で、その他は病気での将来的な不安や、就労に関するもの等もありましたが、その都度、萩市福祉事務所や萩市社会福祉協議会の相談支援員による情報提供や助言が行われております。

具体的で分かりやすい提示資料とポイントとのことですが、相談会の場で何らかの資料が渡されたということは聞いておりませんので、あくまでも口頭で相談に対する助言が行われているということであろうというふうに思っております。また、生活保護の申請相談がある方については、ケースに応じて生活保護の制度紹介をした上で、生活保護の申請を希望される方につきましては、生活保護の実施機関である、萩市福祉事務所の生活保護担当に繋いで、後日生活保護申請の協議を行っております。

次に、2点目ですが、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携についてのお尋ねであります。

平成30年10月1日付けで、厚生労働省社会・援護局保護課長と地域福祉課長の連名で技術的な助言として通知が出されておりますが、この通知の中で、連携の基本的な考え方として、①として、「生活保護が必要であると判断される者は確実に福祉事務所に繋ぎ」、②として、「法の対象となり得る者については福祉事務所から自立相談支援機関に適切に繋ぐ」とあり、通知では、この①と②の取り扱いについて技術的な助言がなされております。①の自立相談支援機関から福祉事務所に繋ぐ者としては、さらに①として、「要保護者となるおそれが高い者」、②として、「支援途中で要保護状態となった者」とあり、その例として「会社の倒産、リストラ等により要保護状態となった場合」、また、「預貯金が残りわずかであるところ、さらに疾病等で失業したことにより要保護状態となった者」等があげられております。②の福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ者としては、①として、「現に経済的に困窮し、要保護状態となるおそれのある者」、例としては、「一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており、就労など様々な課題を抱えている場合」があげられております。②として、「保護の申請をしたが、要件を満たさず却下となった者」、③として、「保護を脱却し引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が必要と考えられる者」で、この例として「対人関係になお不安を有する場合、精神状態が不安定である場合」、さらに「過去に安定的な就労をしたにもかかわらず短期間で離職をしているような場合」こういう場合となっております。以上のように、この通知は、自立相談支援事業を行う自立相談支援機関と福祉事務所との連携についての通知でありまして、先ほども申し上げましたが、阿武町内での制度の実施者は、自立相談支援機関である萩市社会福祉協議会と萩市福祉事務所でありますので、この両者の連携を推進していくということになりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

阿武町のアウトリーチの仕組みについてのご質問をいただきましたが、自立相談支援機関としてのアウトリーチは、萩市社会福祉協議会が行うべきものでありまして、阿武町で開催される相談会が、まさにこのアウトリーチに該当することだろうと考えており

ます。いずれにいたしましても、自立相談支援事業の利用勧奨につきましては、萩市社会福祉協議会の相談支援員と萩市福祉事務所のケースワーカーが連携の窓口となることが基本となっており、阿武町を含む様々な関係機関が、相談の第1窓口として、生活困窮者や生活保護に関する相談等があった場合には、すぐに自立相談支援機関である萩市社会福祉協議会や萩市福祉事務所に連絡して、相談者と実施機関が協議できる場を設けることとしております。

次に、3点目の、生活困窮者就労準備支援事業についてのお尋ねであります。

生活困窮者自立支援法第3条の4に、この法律においては「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める者に限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。と定義されております。事業実施者である萩市社会福祉協議会によると、現在生活困窮者就労準備支援事業の取り組み実績はなく、来年度以降も未定であるということであります。阿武町らしい、きめ細かな支援の立ち上げがあるのか、とのお尋ねであります。あくまでも、事業実施者は何度も申し上げますが萩市社会福祉協議会であり、阿武町が単独で、勝手に事業を立ち上げることは、法律上許されておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、4点目の、生活保護法の基本原理で補足性の原則についてのお尋ねであります。

生活保護法の第4条に、保護の補足性の規定があり、第1項で、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。とあります。さらに第2項で、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶養は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。そして、第3項で、前2項の規定は、急迫した事情

がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。と定めてあります。そこで、絶対的扶養義務者の範囲についてのお尋ねであります。民法第877条に扶養義務者の規定があり、第1項、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があります。第2項、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等以内の親族においても扶養の義務を負わせることができる。とあり、また、同法第752条では、夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。と規定されております。一般的に、第752条の夫婦、第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹が絶対的扶養義務者、それ以外の3親等以内の親族を相対的扶養義務者と呼んでいるようであります。また、相対的扶養義務者の範囲までの関わりについてのお尋ねであります。また、何度も申し上げるようで恐縮ですが、生活保護の実施者は、萩市福祉事務所であり、また、阿武町の職員が、保護の実施にあたって、何らかの調査を行うようなことはありません。よって、このことにつきましては、萩市福祉事務所において、適正に行われているとしか申し上げようがありませんので、ご理解いただきますようによろしく願います。

5点目の、生活保護法の基本原則で世帯単位での原則についてのお尋ねであります。第10条に、世帯単位の原則の規定がありまして、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。とあります。厚生労働省の「生活保護法による保護の実施要領について」によりますと、世帯の認定において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。とあります。居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合はどうかということですが、①として、出稼ぎをしている場合。②番目に、子が義務教育のために他の土地に寄宿している場合。③番目の例として、夫婦又は親の未成熟の子(中学生以下であります)が、これに対する関係にある者が就労のための土地に寄宿してい

る場合。④番目として、行商又は勤務等の関係上子を知人等に預け子の生活費を仕送りしている場合。さらに⑤番目として、病気治療のために病院等に入院又は入所している場合。⑥番目として、職業能力開発校等に入所している場合。⑦番目として、その他①から⑥まで申し上げましたが、いずれかと同様の状態にある場合。というふうになっております。一方、同一世帯に属していると認定される者でも、世帯分離して差し支えない者としては、①として、世帯員の内、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合。②番目として、要保護者が自己に対して生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき。③番目として、保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき。等となっております。いずれにいたしましても、これらは、生活保護の実施者である萩市福祉事務所が世帯の認定を行い、保護の実施を決定していくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、7番。

○7番 清水教昭 1点ご質問させていただきます。例えば、家族との会話が不足している。お金の工面、食材の確保、病気での通院、ゴミ類の処分、転倒時の通報、おむつの交換、葬儀等の準備、また、身近な誰に相談して良いのか、例えば、兄弟がいても東京、大阪とか、また、親戚もあるが随分離れている。それぞれ苦しんで一生懸命に耐えていらっしゃいます。しかし、いくら耐えても身体は老いていく一方です。そこに手の届く対応が必要だと考えます。ここも一つの大切なまちづくりです。マスコミでも多くの対応不

足事例が取りざたされています。現在のしくみで色々な形で答弁がありました。現在のしくみでは限界があります。そこで、阿武町として何か手当を考えておられますか。お聞きいたします。

○議長 町長。

○町長 まあできることとできないこと、そして法律的な制約もある中で、生活保護については、色々な手だてを加えながら、よりきめ細かに住民の方の福祉の向上に寄与するというのはもちろん当然の事ながら町のなすべき事であるというふうに思っております。そうした中で、今基本的には阿武町につきましては直接の実施者ではありませんけども、今おっしゃるような事につきましては、今例えばそういった相談があります、或いは相談がない場合であっても、今阿武町におきましては本当に住民に近い所で、色々な組織があるというふうに思っております。例えば、役場でありましても担当部署はもちろんの事ではありますが、色々な場面で、例えば保健師であったり、それに係わっておりますし、目配り、気配りはしております。そして、社会福祉協議会、或いは民生委員さん、そういった方々、色々な都会でないこの町だからこそできる、小さい町だからこそできる目配り、気配りというのは、私は阿武町にはしっかりあるというふうに思っております。ご近所の方、気になる方、そういった方が役場に言ってこられる場合もありますし、民生委員さんに言われる場合もあります。まあ私は、そういったふうな事で、正に自助がなかなか難しいからそういう事になるのしょうから、共助、気持ちの共助ですね、そういった事は私はしっかりできておりますし、今のような繋がりをしっかり持っていけばそういった方が取り残される、或いは相談にのってもらえない、或いは橋渡しというんですかね、そういった事ができない、という事にはならないというふうに思いますから、今のしくみをそのまま続けていけば私は良いし、それ以上の大きなしくみを作るという事になり

ますと、まあ人的、今度は資金的なものも出てくるというふうに思っておりますから、町民の皆様方がそれぞれ周辺に目配り、気配りをしながら今と同様に温かい気持ちで地域を見守っていく、そういう気持ちがあれば良いというふうに思っておりますし、どんな事でも役場の方に言ってきていただければ繋ぐことはできますから、しっかりそういったことで対応していきたいなと思っております。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、7番、続いて二項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 清水教昭 二項目は、子育て日本一を実現、実感できる阿武町の取り組みを進めます。

子どもは社会の希望と輝きであり、阿武町の未来を築き、つくる存在です。従って、子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、子どもや保護者・家族全体の幸せにつながります。それは、将来の担い手を育成するための、未来への投資であり、阿武町民にとって重要な意味を持ちます。それゆえに子どもの成長と子育ては、全ての阿武町民が自分の問題として捉え、そこの置かれた状態に応じた役割を果たし、地域とそこの社会全体で支えていかなければなりません。保護者が子育ての、第一義的責任を有するという基本的認識の下で、まず家庭が、そして地域、学校、企業、行政の全体で、子育て力を高め全ての子どもが健やかに成長していく、社会環境を創るという地方創生の取り組みが大切です。そのことにより、阿武町民の一人ひとりが家庭を持つことのできる社会環境、そして子どもを育てる喜びを、実感できる阿武町にしていくことが、「選ばれる町！日本一の阿武町」に、生まれ変わると考えます。そのために子育て日本一を実感できる阿武町にするために、ここへの質問を致しますので

、お答えをお願い致します。

1つは、出産後のゼロか月における健康診査です。1つが新生児聴覚検査、聴覚障害の早期発見・療育を目的とした新生児に対する聴覚検査があります。もう1つ、先天性代謝異常等検査、フェニールケトン尿症等の治療可能な代謝異常を早く見つけて、脳の障害が起こらないうちに治療を開始する検査があります。そこで、この2つの健康診査は赤ちゃんにとってとても重要です。どのタイミングで伝えているのか。詳しいガイダンスのパンフレットはあるのか。阿武町の受診状況と、費用の負担状況をお聞かせ下さい。

2点目、赤ちゃんとお母さんの歯科健康診査についてです。赤ちゃんは生後7～8か月で歯が生え始めます。そこで1つ、歯科健康診査は1歳6か月児、3歳児、4歳6か月児で検査が一般的に行われています。阿武町での受診状況と、費用の負担状況。次に、妊産婦の歯科検診は産後1年未満までに1回行われていますが、受診状況と、費用の負担状況は。そして3点目、1歳6か月児で、赤ちゃんが歯科健康診査を行います。その時にお母さんにも診査を進めては如何ですか。親子の歯科健診を提案します。

3点目、保育園の一時保育についてです。保育園の利用に当たっては、保護者宛に民生課から平成31年3月14日付で通達が発信をされました。これだけで、保護者は完全に理解はできないでしょう。さらなる案内の内容での工夫を期待しております。さて、保育への詳細ニーズは届いてはいませんが、広域に見た場合から、阿武町を確認いたします。その1つが、一時保育制度。1週間の内に数日間で希望時間帯にお預かり出来ないのか。その説明のパンフレット、相談窓口の設定等をお聞きします。2点目、子どもショートステイ事業。保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等で一時的に家族での養育が困難になった時の一時お預かり事業です。即のニーズは無いでしょうが早めの検討をお聞きします。次に、児童夜間養育事業。保護者が仕事の都合等により帰宅が夜間になる

ための一時お預かりの事業です。阿武町では、夜間におよぶ仕事の業種は無いでしょうが、ニーズがあつてからでは間に合いません。子どものショートステイ事業並びに児童夜間養育事業、これを広域での検討をお聞きします。4点目、働き盛りのお父さんとお母さんへの予防接種費用の補助です。定期接種が13種類、任意接種が4種類あります。その中で「高齢者のインフルエンザ予防接種」は、自己負担額が、手厚く補助されています。その影響で接種率73.4%と高く、喜ばしい事です。働き世代の男性、女性への予防接種を推進、この世代の皆さん方にも予防接種の自己負担額を補助する事を提案します。家族を支えて、阿武町を引っ張っていただく方々なのです。その家族の赤ちゃんは、お母さんから生まれてきます。だからお母さんは大切に見守ってあげることが私は必要だと思います。しかし、赤ちゃんはお母さんだけではできません。お父さんも必要なのです。だからこそ全方位的で公平公正な補助額の取り組みの検討をお聞きします。

以上、質問内容は大きく4点になります。町長のお答えをお願い致します。

○議長 ただ今の、7番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2項目目の質問に若干のPRを込めてお答えをいたします。

まず1点であります、出産後の0カ月における健康診査についてのお尋ねであります。

まず、新生児聴覚検査については、新生児期における先天性聴覚障害の発見を目的とするものであります。検査で、おおむね生後3日以内で入院中に検査をしておりますけれども、医療機関によって検査方法や金額が異なりますけれども、検査費用は4千円から5千4百円となっております、平成30年度から個人負担なしで全額町が負担をしております。妊娠届出時に母子健康手帳の交付と同時に説明をして診療券をお渡ししております。検査前には、入院先の医療機関から再度説明があり、検査の同

意書への記入が必要となるようでありまして、同意を得てから検査を実施するようになっております。受検率は100%です。なお、この新生児聴覚検査を自己負担なしで実施しているのは県下では阿武町のみであります。

次に、先天性代謝異常等の検査であります。アミノ酸代謝異常等、病気を持って産まれてきた場合、症状が出る前に発見し、早期治療を行うことによって、この代謝異常による知的障害を防ぐことを目的として実施する検査で、生後5～7日で入院中に検査が行われております。検査費用は全額県が負担しており、医療機関から県に直接請求することになっております。検査前に入院先の医療機関から説明を行い、申込書によって検査を実施することとなっておりますが、こちらの検査につきましても受検率は100%です。

2点目の、赤ちゃんとお母さんの歯科健康診査についてのお尋ねであります。

阿武町で行っている幼児歯科健康診査は、1歳6か月児、2歳6か月児、そして3歳児を対象に行っております。費用は1回3千円ですが全額町が負担しております。なお、4歳児以上はほぼ保育園に入園しているため、保育園の歯科健診で受診しており、これらも個人負担はとっておりません。受診率につきましては、平成30年度の実績で、1歳6か月児が90%、2歳6か月児が87%、3歳児も87%となっております。自己負担が無料であるにも係わらず100%となっていないのは大変残念なことです。ご両親とも勤務があたりして、なかなか健診のタイミングが合わない等の事情もあるようでありますけれども、子どものためでありますので、更に啓発を進めて参りたいと思っております。

次に、妊婦歯科健康診査につきましては、原則妊娠16週から27週の間1回受けってもらうこととしており、産後については実施しておりません。費用は1回4千円ですがこれも全額町負担です。平成30年度の受診率は50%です。50%ということは低い数字であります。日ごろから予防として口腔ケア等で定期的に受診している方は、健診のみを目的とした受診は必要がないというふうな考え方もあるようでありまして、そういった事で受診率が低くなったということと思っております。

次に、親子の歯科健診についてご提案をいただきましたが、これにつきましては、以前から、既に保護者歯科健康診査として、1歳6か月児と3歳児の保護者に子どもの歯科健診に合わせて、一緒に無料の歯科健診を受けてもらうよう勧めております。費用は1回4千円ですがこれも全額町負担(無料)です。平成30年度の受診率は、1歳6か月児の保護者が70%、3歳児の保護者が48%でした。こちら、子どもの受診率に比べて保護者の受診率は下がっております。お子さんの受診には、当然、保護者の方も一緒に行かれているわけですが、先ほどと同じであります、既に定期的に口腔ケアをされている方は、この健診は受けられておりません。

3点目の、保育園への一時保育についてのお尋ねであります、まず、平成31年3月14日付けの保護者宛の通知につきましては、保育園の平成31年度支給認定証及び入所承諾通知書の送付についての事務連絡でありましたが、分かりにくいというご意見があったということであれば、これは改善をしなければならないと考えております。私は、職員に対しては常々、町民の皆さんへ文書を出すときには、誰が読んでも理解できるように、平易な文章を使って分かりやすくするように指示しているところでありますが、まだまだ改善の余地があるようですので、このことにつきましては、更に指導を徹底して参りたいというふうに思っております。

さて、阿武町の一時保育制度につきましては、児童を保育している保護者が、疾病等の理由により、家庭における保育ができない場合、当該児童を緊急かつ一時的に保育園において保育し、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として、阿武町一時保育サービス事業を行っております。この事業の対象者は、町内に居住する在宅の乳幼児及び幼児であって、保護者が、①として、疾病、或いは入院、災害・事故、親族の看護・介護、そして冠婚葬祭等、②として、パートタイム就労、そして不規則就労、③として、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための一時的リフレッシュ等の理由によって、家庭での保育が困難で、緊急かつ一時的に保育園において保育する必要があると町長が認めたものとなっております。実施保育園は、阿武町立みどり

保育園及び福賀分園で、保育の期間は1日単位として週に3日程度、月に12日以内としております。保育時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの間で、利用料は1日につき1,800円としておりますが、半日利用も可能でありまして、その際の料金は半額の900円です。ちなみに、平成30年度の利用者は、延べ187.5日でした。この、一時保育事業についての説明パンフレットはありませんが、「一時保育を利用される方へ」という簡単なチラシを作って、本庁及び両支所の窓口に配置しており、相談窓口については、役場健康福祉課及び両支所に、そして直接保育園に相談する事も可能となっております。

次に、子どもショートステイ事業と児童夜間養育事業につきましては、現在阿武町での取り組みはありません。これらにつきましては、今年2月に、「阿武町子ども・子育てに関するアンケート調査」を、保護者を対象に実施いたしました。事業ニーズを調べておりますが、必要だとする保護者がいなかったということでありまして、事業の必要性が現時点では低いと判断したところであります。ニーズがあつてからでは間に合わないということではありますが、ニーズがないところに予算をかけて事業整備をするというわけにも参りませんので、難しいところではあります。いざというときに慌てることがないように、準備だけは怠りなくしておきたいと思っております。更に、広域での検討ということではありますが、山口県では、今年度から広域病児保育事業を県下全市町で展開することになりました。これは、平成30年度より県が中心となって、県下全域の病児保育の広域連携について調整を行ってまいりましたが、このほど、全市町が連携に合意したことから、病児保育事業の相互利用に関する協定書を県下全市町で締結して、本年4月より、県下全域の広域連携が開始されたところであります。この事業をきっかけとして、先ほどの子どもショートステイ事業や児童夜間養育事業につきましても、県下全域での広域利用に繋がることを期待しているところであります。

次に、4点目の働き盛りのお父さん、お母さんへの予防接種の補助についてのお尋ねであります。今年度新たに、風しんに関する追加対策として、昭和37年4月2日か

ら昭和 54 年4月1日までの間に生まれた男性、現在 39 歳から 56 歳までの、正に働き盛りの男性が該当しますけども、この方々を対象とする風しん抗体検査及び予防接種が実施されることとなりました。風しんに関する公的な予防接種が開始されたのは昭和 52 年ですが、当面の間、将来妊婦になる可能性のある思春期女子にあらかじめ免疫をつけて、先天性風しん症候群の発症を防ぐとの考えに基づき、女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和 37 年4月2日から昭和 54 年4月1日の間に生まれた男性を中心に、風しんの抗体を持たない人が一定数存在している状況が続いております。昨年7月以降、特に関東地方において30代から50代の男性を中心とした風しんの患者数が増加しました。このうち、昭和37年4月2日から先ほど申しました間に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上、風しんに関する公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率を見ても、女性及び他の世代の男性が約 90%抗体を持っておりますけども、これに対して当該世代の男性は約 80%と 10%程低くなっています。このような状況に鑑み、厚生労働省では先ほど申し上げました間の男性を風しんに関する定期接種の対象として、公的な予防接種を1回受ける機会を設けたことになりました。なお、当該対象男性においては、既に約 80%の方が先ほど申しましたように抗体を保有していることから、ワクチンを効果的に活用するために、当該世代の男性に、まず風しんの抗体検査を受けていただき、その結果必要な場合のみ無料で実施することとなっております。

次に、インフルエンザ予防接種についてであります。インフルエンザにかかるときは、インフルエンザウイルスが口や鼻、或いは目の粘膜から体の中に入ってくることから始まります。体の中に入ったウイルスは、次に細胞に侵入して増殖し、この状態を「感染」と言いますが、インフルエンザワクチンにはこの「感染」を完全に抑える働きはありません。ウイルスが増えると、数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛み等のインフルエンザの症状が出現します。この状態を「発病」と言いますが、インフルエンザワクチンには、この「発病」を抑える効果が一定程度認められてはおりますけども、麻しんや風

しんワクチンで認められるような高い発病予防効果を期待することはできません。発病後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎や脳症等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や中には死亡される方もいます。これをインフルエンザの「重症化」と言いますが、特に基礎疾患のある方や高齢の方では「重症化」する可能性が高いと考えられています。インフルエンザワクチンの最も大きな効果は、この「重症化」を予防することにあります。そこで、阿武町におきましては、インフルエンザに罹患すると「重症化」の可能性の高い高齢者や子どもに対して、予防接種の補助を行っているところであります。高齢者のインフルエンザ予防接種費用につきましては、県下全域で65歳以上は一律1,460円の負担で接種を受けられるようにしておりますが、阿武町は、これに加えて平成30年度からは、後期高齢者(75歳以上)の方につきましては、自己負担なしの無料で、受けられるようにしております。この効果もあって、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率は、それまで約60%でありましたが、それが73.4%となったところでありますが、この接種率の上昇は、何といても75歳以上の接種率が上がったことが要因で、65歳から74歳までの接種率は、これまでと変わらず59.1%でありましたが、75歳以上の方の接種率は、対象者が953人の中の797人で、83.6%と、大幅に上昇したところであります。無料化の効果が現れたということではありますが、少なくともこの中の何人かは、インフルエンザに罹患することによって他の病気の併発や、重症化を防ぐことができたのではないかなというふうに思っているところであります。

最後に、働く世代の皆さんにも予防接種費用の補助を考えてはどうかというご提案でありますけれども、言い換えれば全町民に対して予防接種の補助というふうな感じになると思いますが、これを行えば、半額補助でも年間数百万円、全額となると1千万円を超える予算が必要になります。申し上げましたように、現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからない、というものではありませんので、最大の効果である「重症化」の予防に力点を置いて、高齢者と子どもに補助をする

ということは、決して公平公正を欠くものではないという認識でありますので、ご理解いただきますようによろしく願いいたします。

以上で、答弁を終わります。

○議長 以上で7番、清水教昭君の一般質問を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時45分

再 開 10時54分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、5番、小田高正君。ご登壇ください。

○5番 小田高正 皆様こんにちは。小田高正です。私からは、2項目本日お尋ねします。

1項目目、阿武町課設置条例の一部改正と人事についてです。

阿武町課設置条例等の一部を改正する条例を議案提出され、3月の議会で可決されました。執行部の説明では、民生課を健康福祉課に、住民課を戸籍税務課に、経済課を農林水産課に、施設課を土木建築課にという名称の変更です。第三者から見て、誰にも分かりやすい名称にしていきたいという趣旨のものです。また、名称の変更には、組織の再編も含まれており、農林水産課は、第一次産業に特化し、商工観光部門はまちづくり推進課に、広報部門は総務課に移行するというものです。どちらもこれまで以上に力を入れ、本格的に伸ばしていく部門でもあるとも言われています。新年度の施策の展開と今後を睨み、複合的要素を含んだ花田町長肝いりといったところではないでしょうか。組織の再編と同時に、職員の異動が実施されました。もちろん内部牽制もあれば、総合職特有の定期異動、能力開発と適正能力の判断、全体の事業量に応じた運営上の戦略、組織全体のバランスもあろうかと思ひ

ます。そこで、花田町長に質問します。

私の議員としての初の一般質問は、道の駅のマーケティング構想であります。滞在型フィッシング、観光船等、成長する道の駅の提言でした。あれから数年が経ちました。その間、地方創生予算や地域再生計画に基づく新たなまちづくり予算もつき、新たなチャンスも到来しました。新たな事業は、町の面をつくる滞在型観光を目的とし、道の駅周辺や各所に繋がるリレーションを描いており、山口～島根間を繋ぎ山陰の一つの面として、近隣市町に連動していく接着的機能等、地理的条件、国土交通省やDMOの視点から捉えたこの町の立ち位置を活かしたマーケティング業務等、本6月議会で十分に審議される最重要課題の一つとなる「まちの縁側事業」等、制度設計や継続事業等専門性の高い分野もあります。本事業の目的は、どういったものが出来ただけではなく、どういった仕事生まれ、新たな雇用ができ、どういった循環が発生し、新たな人の流れが起き、どのような消費が生まれてきたのか、ここに尽きると思います。それにより、第一次産業が活性化され、地域内に好循環の流れが生まれてきたのかが本来の目的であると思います。そこで、この事業を行うにあたり、職員の企画と実務能力が更に求められると思います。もちろん組織の長、行政のトップとして、全職員を集めての訓示にて、行政の在り方、事業の方向性を示し、各課職員へしっかりとその役割を伝達されたことと思います。人の常識も、周辺環境も大きく変化してきました。まさしく頭の切り替えです。行政サービスも人。人材が全てで、町の主役でもある職員一人ひとりの最高のパフォーマンスが発揮できる組織環境の整備と教育が不可欠になってくると思います。人事は、決して役場内部の出来事だけではなく、町民の暮らしにも影響する大事な事です。よって、本日はこの議会の場を借りて、組織の再編と人事にあたり、組織的にどのような意識改革と波及効果を期待されるのか。また、成果を上げた職員が評価される仕組みになっているのか。この事は、町民の皆様と共有していくためのものであり、再度、執行部の考えを伝えていただくようご答弁をお願いします。以上、一項目目の質問とします。

○議長 ただ今の、5番、小田高正君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 お答えいたします。

私は、一昨年5月に町長に就任して以来、今年5月で早いもので丸2年が経過し、新元号の元に3年目を迎えたわけでありましたが、1期4年の任期に置き換えますと「起承転結」の「転」の年に当たっているところでもあります。就任以来、「チェンジ・チャレンジ」、「打てば響く！ 町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、阿武町の良き歴史と伝統を継承しながら、躍動し「選ばれる町づくり」を創出するために、1年目で種を蒔き、2年目となる昨年度においては、1年目で蒔いた数々の政策が、より確実なものとなるよう形を整え、様々なご意見をお聞きしながら新たな政策展開に向けて準備をしてきたところではありますが、いよいよ3年目を迎えた今年度においては、正に、新たな展開を起こしていく時期であるというふうに考えているところがあります。特に、今年度においては、総合戦略と一体となった新たな「総合計画」の策定に向けた準備期間の年でもあることから、改元を契機として、農林水産業における第一次産業の活性化をはじめ、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築等、新たな取り組みにおける元年として位置づけると共に、そのための新たなプロジェクトをスタートさせたところでもあります。この新たなビッグ・プロジェクトとして考えているのが、既に説明会等も開催してご案内のとおり、「まちづくり」においては、道の駅阿武町を中心とした町の縁側機能や、滞在拠点としてのビジターセンターをはじめ、簡易宿泊所やキャンプ場の整備、また、ジオパークに関する「モドロ岬」への遊覧や「鹿島」を活かした海遊び等のコト消費型観光、体験コンテンツの開発等があります。また、町の基幹産業である農林水産業を、今一度再興するため、「農業」においては、奈古地区の遊休農地・耕作放棄地対策のほか、ほ場整備やキウイフルーツのモデル農園の計画策定をはじめ、新規就農者の確保の強化と定着できる仕組みづくりの推進、そして、「林業」においては、新たな展開を興していく検討の時期でもあることから、自伐型林業

への本格的な取り組み等を計画的、積極的に推進していくほか、「漁業」においては、鮮度の保持と衛生管理体制の構築、宇田浦大敷会館を活用した漁師食堂等による漁業・漁村振興、そして、民泊、福祉との連携を進める漁協宇田郷支店周辺の拠点整備等があります。特に、道の駅の開発等においては、今後、ジオパークや宿泊施設等の整備を含めた「まちの駅」としての拠点づくりを進めていくため、「まちづくり推進課」においては、現行の業務に加えて、観光開発や道の駅全体の整備を同時に進行することとし、一方、町の基幹産業である第一次産業については、「旧経済課」から商工と観光の部分を切り離して、農林水産業に特化し、目に見える形で事業を推進しているところであります。そして、これまで以上に計画的、戦略的に農・林・水産業の振興を図っていく中で、後継者づくりに対する支援と育成、更には、人々の生活全般を支える「集落づくり」にも力を入れて、地域に寄り添いながら深く係わっていくための覚悟と責任を、町民に分かりやすく示す意味合いも込めて、今年度から各課の名称を変更したものであります。

また、職員や町民にとりましては、慣れ親しんで当たり前となっていた課の名称も、世間一般の方からすると誤解される場面も、これまでも多く見受けられました。例えば、市における市民課という名称においては、窓口業務等のイメージが容易に連想されますが、阿武町においては、以前の住民課の中に税務があることが分かりにくく、同じく民生課においても、民生課という名称の中で、保健衛生をはじめ、福祉全般や国保、更には介護保険も担当しているというイメージが連想しにくく、一般的にも分かりにくい状況にありました。そのために、県や他市の状況等を参考にしながら、阿武町役場の状況に合わせて、この4月から、「民生課」を「健康福祉課」に、「住民課」を「戸籍税務課」に、「経済課」を「農林水産課」に、そして「施設課」を「土木建築課」に変更したところであります。そして、この課名の変更に合わせて、係の所属も一部変更し、まちづくり推進課にあった「広報統計係」を、総務課の「行政係」に組み込み、まちづくり推進課においては、「商工観光係」を新たに設置して、農林水産課においては、「農林係」を

「農林水産係」に変更いたしました。

そこで、「この組織の再編と人事にあたり、組織的にどのような意識改革と波及効果を期待するのか」というご質問であります。現在の職員数は、保育士、保健師等の専門職を除くと50人足らずの限られた人材でありますので、職員の異動については、全てが適材適所というわけにはなかなかいかないのが実情であります。そうした中で、私としては、各セクションに職員を長い間担当させるよりも、職員相互の共有・共通意識が生まれ、職員同士の課を超えた連携が取り易い環境を構築していくという観点から、職員の異動につきましては、原則3～5年での異動を考えているところであります。そして、特に若い職員におきましては、早い内に、色々な課や係を経験することで、多岐に渡る職種や業務内容を理解し、その事を通じて、地域を知り、住民を知り、広い視野でモノの考え方を学ぶ中で、人間的にも大きく成長しながら、他課の業務、状況にも共感、共有しながら「全体の奉仕者」としての職務が全うできる人材に育ててほしいと願っているところであります。

また、「成果を上げた職員が評価される仕組みについて」のご質問であります。現在、職員の評価につきましては、国の方針と県の指導による人事評価制度を取り入れて、毎年、人事評価を実施しているところであります。先ほど述べましたように、定期異動を実施する中で、様々な職種や業務内容、また職場における適性等、小さな組織においては、全ての職員を適材適所に配置するというわけにもいかず、一時的な評価や成果のみを持って、職員の能力を判断することはできないというのが実感であります。例えば、本人の適性に合わない異動により、その時には大きな成果を上げることができなかった、また、慣れない仕事で失敗をしたからダメだということではなく、職員には、新しい部署で様々な事業等を通して幅広く知識を身につけて、自身の視野を広げて、新しい視点でものを見ることができる職員に成長してほしいと願っているところであります。そして、ことあるごとに申し上げておりますが、繰り返しになりますけども、阿武町における喫緊の課題は、第1に「人口定住対策」であり、中でも「若者定住」と、こ

れの条件となる「雇用の創出」が、最大の課題であります。この「若者定住」と「雇用の創出」は、正に一朝一夕に為し得るものではありません。引き続きスピード感をもって、この課題に対応していくことはもちろんであります。その一方で、「まちづくり」も「人材育成」も長期ビジョンを持って、「Out Put(何をやったか)」ということではなく、「Out Come(そしてそのことによってどういう成果を生んだか)」という視点に立って「軸のブレない政策」を、きちんときめ細かく積み上げていくことが重要であると思っております。そして、熱意を持って、常に新しい種を蒔きながら出た芽を大切に育てていく、そういう努力を積み重ねる事が、「持続可能なまちづくり」に繋がっていくのではないかなと思っております。

私は、町長就任の際にも申し上げましたが、職員時代には色々な施策を提案し、そして、実施についても、正に先頭に立ってグイグイと進めて来た、そういうタイプであります。以前、これに関する事を「広報あぶ」の町長コラムにも書いたとおり、町長というものは、もちろん先頭に立って物事を判断し執行するわけではありますが、一方で経験が多い故に、時として「老婆心」が先に立って、職員の発想や提案を一定の枠に閉じ込めてしまうことがあります。第13代長州藩主・毛利敬親公が、「そうせい候」と言われましたが、皆さんご承知のとおりであります。当時この言葉が良い意味で使われたかどうかは分かりませんが、私は部下或いは職員からの提言・進言については「そうせい」、「あなたの思い通りにやってみなさい」と言える町長でありたいと思っております。

今後とも、「職員を信じ」、「焦らず」、「急かさず」、「腹を据えて」、時代の変化に対応しながら、これからも個性的で阿武町らしい「選ばれる町づくり」の推進に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。1項目目の質問に対する答弁といたします。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、小田高正君。

○5番 小田高正 ご答弁ありがとうございました。今、意識と成果の関係で、小さな職場、職員規模も約50人という格好で、全てが適材適所というわけにはなかなかいかず、しかしながら、若い職員の方には、多くを体験し他の業務も理解できる様な人材になってもらいたい、又は、全体的に新しい事に目を向けた視点を持ってほしい、といった事を言われました。人事の定期異動については、3年から5年を目安に考えている。で、次に成果ですけども、まず頑張った職員が浮かばれるしぐみを、今、私も提言しましたが、これについては、基本的には意識と連動して小さな職場においては判断がなかなか難しいということと、今、国と県の関係の中で、人事評価制度というものを言われました。ちょっと私も視点を変えて一点ほど、「心構えとしぐみ」について再質問しますけども、公務員には固有の人事給与体系があると思います。まあ評価されるべき人が、私が思うには、評価されるべき人が浮かばれない事は、今後の職員に夢を与えず周りから見ても尊敬される職員の姿、先輩の姿ですね、理想の上司を作り出す事はこれからはですね、時代が変化していくとなかなか難しいところがあると思います。確かに国と県の人事評価制度というものは尊重しなくてはならないところではあると思います。もちろん今町長が言われたように、適材適所、いわゆる事務を得意とする人がいるわけなんですよね。対外的よりも事務のエキスパート、こういった方がいると思います。それとか、外部交渉に長けた人材、それから町民との対話ですね、調整役、こういった方が癒してあげるとか、十分に住民の方の意見をゆっくりと傾聴でゆっくりと聞いてあげる職員がいらっしやると思います。そして、もしかすると一番大事なのは、その町長、副町長以外に、又は色んな各課長がいらっしやいますけども、一番大事なのは、住民のサービスをやっていくために、組織の内部をうまく調整ができる人、こういった

方が本当は隠れたスーパースターかもしれません。人事評価制度については、なかなか難しいところがあると思うんですけども、私が思うのは、みんなが一緒になって頑張っている、お互い様という人事で行くというのならそれでいいのかもしれませんが。しかし、中にはですね、これからの職員は、これまでの職員の気質ではないという方もいるかもしれないという事を理解しなくてははいけません。全職員が昇給や昇進、表彰や福利厚生等が担保され定期異動に耐え、安定的に職務に全うできる職場で満足と、全員が言うのであれば私は何もここで言う事はありません。しかし、今後、理屈抜きで考えなくてはならない事は、その安定は全職員に誰にも保証されるかという事です。町長は、縮充という言葉をよく使われます。だんだんちっちゃくなくても幸せ度は充実していこうというのがあると思います。で、今日もあいさつの中で、2040年には3,300人の人口が約半分の1,700人になる、行政のサイドからいうと、同じサービスを続けていく、又は新たな新しい付加価値のサービスを続けていくためには、1,700人の人口であつてもある程度の職員は要る、というのが多分行政側の捉え方だと思います。で、もう一点、私思うのはですね、人口減も自治会数も減る中、そして新たなシステムで人口知能や共同クラウドですね、そういったものがどんどんこの役場庁内の電子化、これが、どんどん進み、合理化が進むと思います。この合理化というのは、事務の効率化であり組織の合理化にも繋がるんじゃないか、そういった意味合いもあるのではないか、というふうに思います。つまり、人口減は職員数の減少にも繋がる、逆に言えば大きな問題になるかもしれません。公務員の安定を確保するためには、

今の若い職員が、公務員で良かった、阿武町役場に入って良かった、というためには、やっぱりこう税收効果、税收を上げる職員の提案とか取組とか、そういった職員が浮かばれるようなしくみも阿武町独自で考えてもらう事は

できないであろうか、というふうに思います。あくまでも町税ですね。町税をこうグレードアップしていくようなボリュームがあるような頑張った職員については、それなりの評価があるべきものと思っておりますけども、今までの行政、公務員的な発想で、私が勘違いしているのであればいいんですけど、そういった視点も持っておかれとった方が、町長持っておられるかもしれませんが、それをどうにか成果に繋げるような事も思っていたきたいと思います。とにかく1人でやっているのではない、組織というものは全体でやって1人の人間をたてているんだ、やらせているんだ、という様な風潮があるかと思えます。これは、大企業でもあろうかと思えます。ただ、やっぱりですね、1人のやる気が組織を変えているところも大いにあると思えます。その辺のバランス感覚というか、それも1つの評価に繋げていただきたいというふうに思います。従って、再質問は、人事院勧告や公務員特有の労務規定、給与規定ではなく、そういった話ではなくて、今後のあるべき人事評価のスタイル、そういったものを再質問で聞いてみたかったんですけども、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 色々な提言があったというふうに思います。まず、人事評価、今やっております。部下を課長が評価しその評価を更に我々が評価していく、そしてそれぞれの課長は課長として又我々が評価していくというふうな事で、一定の法則に則って今やっておりますが、そもそも人事評価というのは何のためにあるのかという事でありまして、これは、これによって職員の能力であったり、処遇であったりを決めていく材料とする。私はそういうものではないというふうに思います。人事評価というのは、その事によってまず人事評価シートというのは自分がその自分の毎年度毎年度の目標であったり、業務あたりを自分として設定をしていく。それに対してどこまで達成度がで

きたのかというふうな事を、自らが判断し、更にはそれを上司がまた更にそれを見て、それがどこまでいったかを判断する。これが人事評価の基本であります。そこの根底に流れておるのは、そこにおる、できた、できない、の判断じゃなしに、それぞれ職員が自分の目標を持って、それに対して自分がどうであったか、自分が努力ができたのか、できなかったのか、ここが足りなかったのか、上司はそれを見て、こういう点が君は足りなかったんじゃないかという事を指摘する、咎めるのではなく、これが人事評価の基本だというふうに私は思っております。正に、自己啓発のための元になるもの、そういうふうに思っております。そうした中で、今言われる様に、しっかり頑張った人、頑張らない人という見方もありますけども、私は護送船団です。年功序列が決して良いとは思っておりません。しかしながら、住民の方々に見えるものと見えないものがあります。例えば、事務職で、地道に日々のルーチーンの仕事でもしっかりそつなくこなしていく、これも大変立派な事でありまして、ミスなくしっかりとやっている、これも重要な事。しかしながら、これは華々しくありません。住民には見えてきません。あの人はいつもかばんを抱えて役場に行きよるけど何をしているんだろうかと、存在感がないね、というふうな事ももちろんあると思っております。しかしながら、私たちが評価する場合は、それだけ堅実に確実に仕事をしていただく、これは本当に基礎となる大事な事です。華々しいばかりが全てではありません。ですから、住民の皆さんがどういう判断をされるか、色々なあの人はなんだかんだという声が聞こえる事もあるわけでありまして、そこはやはり、私たちがしっかり判断していく、住民に見えない部分もある、それを私たちは判断していく。この事が大事だというふうに思っておりますし、それぞれの職務の重要性というものがあるわけでありまして、そう思います。そして、もう一つ、全て、じゃあ護送船団で、年功序列で済むようなやり方で、今からも

やっていくのかというふうな話になりますと、決してそれで競争のないようなそういう社会でありますから、正にサラリーマン職員を生んでしまうというふうに思っておりますから、そこで、なかなか難しい問題ではありますけれども評価していかなければならない、最終的には、人事異動とかじゃなしに、私は最終的な処遇ということになると思います。例えば、今阿武町役場の課長職が全て年功序列で上がっているわけではありません。年の入り繰りはもちろんありますし、若くて課長になっておる場合もあります。私も、何だかんだと言われる中で、確か42、3歳で経済課長になりました。その頃色々言われました。あの若僧がというふうな話もありましたけども、そう言いながらもそういう事で登用していただきました。ここにいる副町長にしても、まだ職員の頃に、まだ上におる職員がたくさんいました。けども私は、その人はそれだけの力があるというふうに思って登用したわけでありまして、そこはそういうふうに登用というふうな形でやっていく、このことによって、皆さんがそれは励みになっていく。自分なりに一生懸命地味な仕事であってもやっていけば登用してもらえる、そういう希望を持つ、そしてそれに向けて頑張る、これもやはりモチベーションを持つための重要な事だと思っておりますから、先ほど申し上げましたような人事評価制度とこの事をうまく組み合わせながらやっていく事が大事だなと思っております。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、5番

○5番 小田高正 ありがとうございます。なかなか人事給与体系とかです、ね、そういったものが非常に難しい事と思います。ある程度やっぱり固まったものもありますし、今町長が言われたのは、一つ安心したのは、見えな

い方に対しても、しっかり内部の方で見ている、という事と、もう一つは登用という言葉は今言われました。そこで、そこも今私も安心をさせていただきました。何故かという事です、その部分に強い自己チャレンジシートとかもあると思うんですけども、この部署で思いっきりやってみたいというところに対して、いやそれは無理やからやめときなさい、ではなくて、例えば、やらずチャンス的人口をまず作っていらっしゃるという事と、もう一つは、そこで活躍した場合には、そういう今言われた様に、最終的には処遇という事もあるんですよ、という事で、処遇＝色々な給料体系とかも変わってくるという話なので、必然的にですね。その辺はその辺でしっかりとやっていただきたい。まあ愛情の裏返しになると思うので、やっていただきたいと思います。再々質問、一点程お伺いしたいんですけども、今課が新しくなると同時に機構改革、組織再編も一緒に3点セットでやられました。で、これからの事なんですけども、総務課の方も入口をリニューアルしていただいて、スピード対応していただきましたけども、一点程思うんですけども、今からは関係人口を増やしていく。そして、移住者をどんどんどんどん受け入れていく体制を強固にしていく。で、各市町村窓口があります。その中で、何も知らない阿武町を知らないけども、テレビで見た、よそで良い情報を聞いた、インターネットで検索して町の取り組み姿勢が非常に良いので、阿武町の窓口に行ってみよう、来町してみよう、という格好で行かれたとします。そういった時の一番の入口はどこかという、今の戸籍税務課の所なんですよね。で、その戸籍税務課のおもてなしが、その全てじゃないところもあるかもしれませんが、そういった様に、カウンターで色々な窓口サービスをする際に、ある程度のやっぱりおもてなしの強化というものは要るわけなんですよね。いきなり、今の土木建築課にいきなり移住者の方が行くわけでもありませんし、色々な案件があって、初めて各課を色々なところに窓口として行

かれると思うんですけども、私はそういったインフォメーション機能ではないんですけども、ずっとそこにいなさいというわけじゃないんですけども、総合受付的なものがあるって、ボタンを押したら人が飛んでくるとか、色々なやり方はあるんで、人件費を使わずに、複合的に対応ができる各課の色々な各種助成金とかですね、そういった事を提案する、提案された時に、お尋ねがあった時もいいですけども、そういった事に対してある程度の横断的に総合受付として対応ができる窓口コーナー位は今後あった方が良くはないかなという提言なんですけども、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 総合受付というふうな事で、大きな市とかになりますと、総合受付がありまして、いわゆるコンシェルジュ的機能を果たしておるわけでありまして、残念ながら先ほどから申しますように事務職として50人くらいしかいない我々の中で、その部署なり場所を設けるといのはあまり現実的でなく難しいかなと思っております。で、特に外から来られた方が阿武町に来られた時の事を考えてみますと、多くの場合は、ホームページ等を見られて来られます。で、そのホームページはご覧になったら分かるように、事細かく町の事、手続きの事とか色々な事とか書いてありますし、そして、そういった方は、ホームページを見、或いはメールで問い合わせをし、電話で問い合わせをして来られます。ですから、いきなり窓口に来て、あそこの戸籍住民課の所の、あそこ総合窓口と書いておりますけども、そこに来てという方は本当にあまりないというのが現実であります。来られても、私どもとにかくワンストップでやりたいという事で、そういう方が来られたという事であれば、まずは、まちづくり推進課の方が下に降りて行って話を聞く。で、事によったら相談室の方で相談をしていくというふうな事に取り組んでおりますから、あまりその事が皆さんの障害になる事はないというふうに思ってお

りますし、ましてshiBanoもありますし、もっと先では、道の駅の縁側機能、縁側というのは、それぞれの家の縁側で腰を掛けて色々な話をする。要するに総合窓口、その事を縁側という、ハードもソフトも、移住の事も生活環境の事も、子どもの事も福祉の事も、色々な事を顔と顔を突き合わせながら縁側に腰掛けて話していく。そういう総合的なものを指して縁側と言っているのですが、空き家の話ですとかですね。そういうふうな事が今から道の駅に整備していくという計画もありますから、今度はそこに来ていただくように誘導していくようになるというふうに思っておりますけども、当面の事として、今言うような事がありますので、あまり支障はないのではないかなというふうに思っておりますし、また、もし来られてもそういうワンストップでやるように努力はしておりますので、その辺でご容赦願えたらというふうに思っております。以上です。

○議長 5番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○5番 小田高正 それでは、2項目目に入ります。情報管理の一元化についてです。

関係人口には、様々な考えがあると思います。行政には、無限の情報が管理されています。典型的に挙げられるのが行政側に出向かれた来庁者の人情で、職員一人ひとりが、無数に交わされた名刺があります。この大切な名刺一つ一つが職員個々の机の中に眠っていないでしょうか。この名刺一つ一つが、関係人口の構築、増加に繋がるとは思いませんか。また、名刺の記録や関係情報の管理を行うことにより、職員一人ひとりの来庁者との関係や打合せ、その内容が一瞬で把握でき、人事や退職の際も、正確な引継ぎによりその繋がりなども把握でき、行政サイドにおける信頼性とスピード感溢れる対応が可能になり、引継ぎロスも軽減されると思います。窓口事務、住民対応も重要な担当者間の引継ぎですが、過去、来庁者が訪問され前任者との引継ぎが上手くいかず、意思疎通が出来なかったことがないでしょうか。多

くの企業は、業務日程表及び面談記録、商談の流れ、顧客情報の一元管理は進んでいるものの、行政は未だに来庁者の情報管理は未完成と言えるのではないのでしょうか。

また、地震や火災、盗難等が発生した場合は、その人脈や連絡先を辿っていくには、アナログ的手法では困ります。交わされた名刺は、個人が保有することが多々ありますが、組織の一員としての名刺交換であり、公の物でもあり、個人だけの物ではありません。また、担当者同士、携帯で繋がっているから大丈夫では済まされないものもあると思います。私は、課の壁をなくし、関係者情報においては、職員全員が、横断的に関係者情報を把握できるしくみをつくることが重要と思います。

そこで、花田町長に質問します。

関係者情報管理オンラインソフトを活用し、人情報の一元化を図り、名刺を含め、職員個々に保有している人脈の共有化を図れば、町内外から訪れる関係者の把握、商談後の確認や、災害等による滅失防止や、人事等に生じる職員間の引継ぎ事務の簡素化が図れ、何よりも人という行政の財産の保護ができ、今後における関係人口の捉え方にも大きな変化が期待できると思いますが、花田町長の所見をお尋ねします。以上、二項目目の質問とします。

○議長 ただ今の、5番、小田高正君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ご質問は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱として位置づけられました関係人口に関するご質問でありますけども、私といたしましては、ご質問というよりはご提案というふうに受け止めている次第でありまして、議員には感謝申し上げたいと思っております。

はじめに、各職員が名刺ファイル等により所持、管理している業務上でやりとりのあった方々との名刺を、ジャンル別にデータ化して、更にオンライン化で全職員と共有することによって、関係人口の構築、増加に役立てられないか、との事ではありますが、そも

そも、職員における名刺交換につきましては、基本的にはそれぞれの課が、それぞれの業務に係わる方と交わすものであります。例を申し上げますと、例えば、総務課であれば、行財政一般のほか、消防機器や広報、カレンダー等の印刷業者、電算機器等の基幹システムや情報システム関係業者、健康福祉課であれば、福祉や医療、衛生関係業者等、そして、土木建築課であれば、建築、建設業者をはじめ、上下水道業者等々、多方面、多人数であります。当然ながら、そのほとんどについては、町を相手に営業を目的とした業者がほとんどで、発注者と請負者の立場である関係上、対応には一定の距離を置かなければ、町民から疑いの目を向けられる可能性もあることから、正直に申し上げて議員がおっしゃる関係人口の構築、増加に繋げるには、若干無理があるというのが現実であろうかというふうに思います。ただ、移住、定住対策や企業誘致対策等を行い、多方面の人材と頻繁に交流を行い、純粋な個人や会社役員等と接する機会が多いまちづくり推進課においては、その名刺をデータ化することで、有効なファイルになる可能性は十分であろうかというふうに思っております。そういった方々については、全職員が共有出来るようなファイルを作成することで、今後のまちづくりに有効なデータになるのではないかと思います。この情報については、俗に言う個人情報でもあり、取扱いにはそれなりの制約がかかってくることも考えられるところでありますが、可能な限り前向きに検討して参りたいと思っております。

次に、人事や退職の際の業務の引継ぎや、担当職員不在時においても、その他の職員によるスピード感ある住民対応等を可能とする課内職員間の情報共有等についてということですが、各職員間、そして、各所属間の情報管理、共有化等については、本庁舎内の電算室にファイルサーバー(平成 18 年度事業で実施して、現在は容量は3.6テラ)を設置しているところでありまして、既に、各支所、教育委員会を含めて、オンライン化を実施しております。ファイルサーバーの現在の活用状況を紹介いたしますと、各職員のパソコンデータのバックアップをはじめ、町予算の組み立てや、収入、支出命令等の執行、上下水道や町営住宅、防災行政無線等、公共料金の計算

や振込、支払依頼業務等々、また、それらに関するシステムの取扱い説明の閲覧、各種システムによる公用車や会議室の予約、更には、各課職員が行政パンフレットや資料等の作成に使用できるように、町内観光写真等データのファイル、そして各課、職員への事務連絡や情報の集計等、様々な用途に使用しているところであります。なお、議員がおっしゃるような内容につきましても、調査、研究を行い、より有効な活用、システムの構築を図って行きたいと考えておりますので、引き続き、議員におかれましては、職員に対し、民間で培われたアドバイス等をいただければと思っております。

最後に、災害時等におけるデータの滅失防止についてということですが、このことにつきましても、外部クラウドのストレージの利用についてのご提案だろうと思っておりますが、職員には、庁内サーバーに定期的なバックアップを指示しているところでありますが、議員がおっしゃるとおり、天災や有事の際に、職員のパソコンデータが損傷・滅失、更には、庁舎全体が、大規模な損害を受けた場合、パソコンもファイルサーバーも同時に破損することもあり得ようか(想定はできようか)と思っております。現実的に想定されることとすれば、地理的条件を考えれば、土砂災害等による影響というのは考えにくいものでありますけれども、例えば、火災による庁舎の焼失、大地震による庁舎の倒壊、また、大津波による水害、流失もあろうかと思っております。そうした場合には、庁舎内部のサーバーだけに頼るのではなく、やはり、外部のクラウドを利用することは大変有効な手段であろうかと思っております。ただし、費用的なこと、また、特に情報流出等にかかるセキュリティ対策については、町のパソコンには特定個人情報ははじめ様々なデータがあり、決して流出させてはならないものでありますので、当然、万全な体制が求められることとなります。今後、他市町の状況や、外部クラウドのセキュリティ機能等の情報等を収集し、調査したうえで、前向きに検討していきたいと考えているところであります。職員に対して、調査、研究は既に指示しているところでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上で、答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 5番。

○5番 小田高正 ご答弁ありがとうございました。外部クラウドまで言っていたいたんで、非常に再質問が簡略化できるんですけども、何て言いますか、たしかに名刺、これを一元化するというのは、なかなか膨大な過去に基づいた膨大な作業もあるし、本当に、言葉は悪いですけども、業者的な業者間、業者と行政の名刺が圧倒的に多いのも理解はしています。ただ、私が思うのはですね、やっぱり良い意味で、確かにまちづくり推進課には有効かもしれないけども、これを整理するとおもしろい発見というのがすごいあるんですよ。特に、まちづくり推進課、今やられている方が、新しいまちづくり推進課の職員が来たらなおさらわかる話なんですけども、今たしかに行政は日本各地交流人口、関係人口と叫ばれています。私は、私なりに議員として色々なミッションを持ちながら、町長も東京ふるさと阿武町会とか関西も行かれています。色々な各面で幅の広い展開をされています。これは立派な成果に今から徐々に繋がっていくであろうと思っています。一方では、移住ドラフト会議とかしたり、地域おこし協力隊が色々な活動をされて、交流から関係、で、今度は興味、になってきた時には、興味人口になってきた時には、非常にこのふるさとが協力していただけるような町になってくるかなと思います。で、一つは、私の今提案するミッションというのは、頭で考えて情報も少し得ながらとるんですけども、最低限、基本中の基礎というのは名刺交換かなと思ったんです。私の経験上、人と人が触れあう、または、営業で言えばちゃんと訪問したかという実績にもなるわけなんですよね。名刺を預からないのは訪問していないという事にもなりますし、基本的には、名刺交換というものは記憶の媒体にも残るし、記録にも残るし、訪問履歴に

も一躍かっているんですよ。その辺というのをちょっと例に過去の参考でお聞きしたいんですが、あくまでも行政に問いかけているのは、交流人口、関係人口の強化、これに尽きると思います。今、まちづくりは、網の目で田園回帰というのを冒頭挨拶の中でも町長は言われました。その今の共有化を図ることによって新しいセルと地域別、業種別特異性短中期展望、行政から言うと、内部の共有化、こういったものがセル単位、マトリックスで一つの箱でどんだんどんだん構築されていくんですよ。それが、ひいては課全体で取り組むことによって、その辺は今町長のお話で分かりましたけども、課全体というのはなかなか難しいという事なんですけども、基本的には、部門によっては、必ずそういう網の目形成というのが必ず出てくるんで、従来であれば、山口県の地図や日本の地図がこうあって、そこに昔の私どもの先輩は、色々な繋がりを持つために、名刺をそこに置いていったんですよ。エリア別に。で、その関係制というものを構築すると誰にも営業が引継ぎできる、分かる仕組み、そういったものができたわけなんです。これを、やっていくと、業種別であるとか色々な関係制がどんだん出てきて、これが、私はもしかすると関係人口に繋がるんじゃないかなという話なんです。そういったものを、一般質問じゃなくて提案なのかもしれないけども、これは、必ず阿武町にとってプラスになるんじゃないかなと思いました。それと、最後に一点ですけども、町長、地域内循環の経済と言われました。まさしく地元の社会原理だと思います。繋がり、小規模、分散、複合化近隣循環、という事で、この4つのキーワードが色々な今からの町づくりの網の目形成かなと思います。その中の今回の提案は、繋がりですね。繋がり、小規模、分散、複合化近隣循環、この4つの中の、つながりの部分を今回質問させていただいたつもりなんです。よって、出来るところからどんだんどんだん町長も果敢に攻めておられますので、共有化、是非とも良い意味で前向きに行っていただきたいと

思います。色々な整理をしながら町づくりが今から縁側事業が始まると思いますので、良い意味で関係人口を増やしていただきたいと思います。何か答弁があればお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 名刺の一元化というふうな事がキーワードで色々広がってきたわけですが、名刺の一元化もですね、関係する部署では本当に必要な事だと思います。名刺というか人脈の一元化と言うんですかね。本当に必要でありますし、やはりこれは先程からありますように、人事異動というのがあるわけでありますから、その人が全てのその情報を持ったまま名刺も抱えてよそへ行ったら、せっかく構築していた、まあもちろんその個人的な気持ちの通い合いというのも色々な形で出てくるわけでありますけども、やはり、相手方と町とのつきあいという見方もあるわけでありますから、それをいきなりその人が部署変わったからそのまま持って行ってしまおうとなると、そこでブツッと切れるということは、あまり好ましい事ではないということでありますから、その辺は出来る範囲で共有していく事が大事だというふうに思っております。そういった中で、一番大事な事は、繋がっていくということだというふうに思います。一例を申し上げますと、本当につくづく思ったのが、この度東京へ行きました。東京ふるさと阿武町会に行きました。その時に、あれ、やる度に新しい人が来られるわけですね。そうした中で、今回は、特に福賀地区の昭和44年の福賀卒業者の方々がすごくたくさん来られたんですけども、本当にその人脈を見てみるとですね、優秀な方、東海大学の教授や大きな会社の社長さんや情報管理の会社の社長さん等、それでうれしかったのはですね、そういう方々が、「町長さん町長さん」と来てくれて、私たちが使ってくださいよと言われるんです。使ってくださいと。わざわざ来て。私たちの知っている優秀な人ばかりなんです。日本をリードするような方が

いっぱいいらっしゃるんです。ぜひ使ってください、協力しますよ、と言ってきてくれるんです。本当にうれしい事でありまして、実は、そういう話の中で、今度は7月の1日にですね、来るからというふうな事で、そりゃ是非来てくださいという事で、そういう繋がり、やはりこれが正に繋がり、これが今どこまでその事が発展していくかわかりませんが、そうやってやっぱり繋がっていくと、向こうから使ってください、で金を使って阿武町に来ます、という事で会いましょうという話です。まあ、やっぱりそういう事が大事、正に情報を一元化するという事も、これに繋がっていく事だなと思っておりますから、しっかりと情報を管理しながら、繋がりを深めていけたらというふうに思っております。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、小田高正議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって5番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 少し早いようですが、ここで会議を閉じて、昼食のため休憩します。午後は、1時から再開します。

休 憩 11時54分

再 開 12時59分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、2番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○2番、伊藤敬久 伊藤が、今から公共施設のインフラ整備について質問をしたいと思えます。

町の行政運営にあたっては、ソフトとハードの事業が車の両輪としてある

と思います。ソフト事業については平成27年に「選ばれる町づくり」を基調とした阿武町版総合戦略5カ年計画が策定され、本年が最終年となります。今、令和2年度に向けての次期阿武町版総合戦略が検討されています。これについては、検討結果を待ちたいと思います。そこで、町民の生活に関係のある、ハード事業につきまして質問したいと思います。阿武町公共施設の現状と今後の対策として、平成29年3月に平成28年3月31日現在の施設を基に阿武町公共施設等総合管理計画が策定されています。それは阿武町が昭和30年に合併して60年以上が経過しておる中、その60年間の間に行政サービス実現のために、各種公共建築物・道路・橋梁等のインフラ整備がされてきました。現在、合併後60年以上が経過し、多くの施設が更新や大規模な改修時期を迎えています。策定された「公共施設等総合管理計画」の内容を見てみますと、町民文化施設・社会文化施設・学校教育施設等建築物等79施設と話されていますが、道路・橋梁・上下水道等のインフラ施設の老朽化が国税庁の定めている法定耐用年数を用いて老朽化率が算出されております。その中で老朽化率が80%以上の施設については、更新または除去等の行動を起こす時期に入っている施設とされています。該当する町内の構築物では、スポーツ施設が1つ、保健福祉施設が2、車庫・倉庫等が2、水防倉庫11等22施設があると指摘されております。そこで、これらを改修するのに、財政シミュレーションとして平成27年の決算データを基準に平成29年から30年後の2046年の30年間の公共施設等整備費支出の累計が約296億円必要という事が書かれております。金融資産については約73億円の不足が生じると試算をされているところです。この不足する73億円の不足分は阿武町の平成31年度予算・約28億円の約2.5倍という金額にあたるとうございます。そこで、町としては国の指針により、平成29年から今後30年間の健全財政を維持していくために、法定耐用年数到来後も使用できるものは、長寿命化により20年延長

することにより整備費用を119億円縮減していくというふうに書かれております。そこで、公共施設等総合管理計画を適正、円滑に推進していくために町では、「阿武町公共施設等マネジメント委員会」が設置されました。マネジメント委員会の基本方針は、公共建築物については、人口に見合った適正配置と定期的な点検を行い必要な修繕・改修を行って長寿命化を図るとされています。道路・橋梁・トンネル・公園等のインフラ整備につきましては、こまめに補修を行い長寿命化を図るとされています。また、特別会計で運営する簡易水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設については、耐用年数を超えた老朽管については、更新をしていくという方向で検討するとされております。先の、3月議会行財政委員会において、公共施設の総合管理計画について質問したところ、公共施設個別管理計画表は国の国土強靱化政策に基づいて、令和2年度に具体的に作成し報告すると回答をいただいております。

そこで、町長に4点お伺いいたします。

1つ目は、「阿武町公共施設等マネジメント委員会」を開催して、人口に見合った施設の適正配置が検討されましたか、また、その結果内容を町民に知らせ情報の共有化をされる予定がありますか伺います。2つ目は、公共施設の適正配置と施設の長寿命化を図っていくとされていますが、長寿命化だけでは後世に負の資産を押しつける事にならないか伺います。3つ目は、特別会計事業のうち公益企業会計はそれぞれの事業で利用料・使用料等を持って運営するというのが基本と思いますがいかがですか。また、簡易水道の使用料・集落排水の利用料の算定基準とは何か、お知らせを願います。4つ目は、町内には、上下水道の施設のない地域がまだあります。個人で湧き水を利用したり、地下水を利用して飲料水を確保するという家もありますし、合併処理浄化槽を設置されている家もあります。今後、どのような対策をされるか伺います。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の、2番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 お答えいたします。

「公共施設等総合管理計画」は、平成25年に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて、地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえて、公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視野を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行う事によって、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置の実現を図るための計画でありまして、本町においても、平成28年度に、計画期間を2017年度から2046年度の30年間とし策定したところであります。また、本計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針等を定める個別施設計画、これにつきましては、来年度末までに策定の上、必要に応じて町のホームページや広報紙等での公表を予定しているところであります。

こうした中で、ご質問の「公共施設等マネジメント委員会」であります。本計画を適正・円滑に推進して、庁内横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築するために、副町長を委員長に、各所属課長、局長、室長、支所長をメンバーとして設置して、更に当計画の策定に携わった専門業者の方にも加わっていただき、平成29年度に1回、平成30年度に2回開催したところであります。このマネジメント委員会では、本計画に沿って、各課が所管している公共施設等の現状把握と毎年度の進捗管理を行うとともに、施設の適正配置について検討するなどして情報を共有しながら、当計画の見直しや、新たな町の総合計画への反映などにも活用しているところであります。検討の一例を申し上げますと、例えば、福賀の阿武町林業センターは、昭和53年に建築されて以来40年が経過し、既に法定耐用年数を超えて、老朽化比率は100%の施設となっており、昨年度にも雨漏りの修繕を行いました。これまでも小修繕を繰り返しながら維持している状況であります。利用頻度も減少傾向にあるのが実態であります。今後、このような施設については、大規模な改修が必要になった

時には、施設の利用状況や役割等も考慮した上で、これを廃止するのか、或いは今後も必要な施設として改築するのか、どのタイミングで実施するのかなどを、検討して参らなければならないと思っております。また、消防団の再編によって使用しなくなった旧分団の消防器庫は、現在は各地区の水防倉庫として利用しておりますが、これも大規模な改修が必要となった時には、改修せずに廃止することも、検討して参らなければならないとも思っているところであります。

2点目のご質問であります。本町においては、本計画策定時点で既に学校の統廃合や施設の複合化も進んでおり、削減すべき施設は少ないため、基本的には、毎年度、マネジメント委員会において全体の進捗管理を行いながら、現存施設について計画的な点検、診断、修繕等により長寿命化に努めるとともに、財政負担の軽減、平準化を図って参ります。そして、これは、全ての現存施設を修繕しながら維持していきうとするものではなく、先ほども事例としてお話ししましたとおり、耐用年数を経過し、修繕にも多額の費用を要するような施設については、中途半端な修繕は行わず、その施設の利用状況や役割等も考慮した上で、取捨選択し、不要なものは思い切って廃止、一方で、必要と思われるものは、財政的なタイミングをみながら更新するなど、検討を進めていく事としているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

3点目のご質問であります。「公営企業会計事業は利用料・使用料で運営されるのが基本と思うがどうか。また、簡易水道、集落排水の使用料・利用料の算定基準の内容と各事業は各地区ごとの独立採算制か、或いは統合しての一括会計か。」とのお尋ねであります。先ず初めに、「公営企業会計事業は利用料・使用料で運営されるのが基本か。」という事につきましては、ご指摘のように、公営企業会計は使用料で運営するのが基本であります。このことを踏まえて、町としても簡易水道事業及び集落排水事業とも、施設維持管理費については、使用料の中で運営をいたしております。次に「簡易水道、集落排水の使用料・利用料の算定基準内容と各事業は各地区ごとの独立採算か、一括か。」という事ではあります。まずは、簡易水道事業につきましては、昭

和29年に福賀地区、そして昭和35年に木与地区、昭和51年に旧片地区、昭和58年に惣郷地区、平成になりまして平成2年に飯谷地区、そして平成8年に宇田地区、平成11年に河内地区、平成14年に田部地区、そして平成15年に宇生賀地区、平成17年に旧片地区を含む奈古地区を、それぞれ整備して供用開始を行ってきております。その当時は、独立採算という観点から各地区ごとに維持管理費を算出しながら使用料を決めて会計を行ってきたところでありました。しかし、近年、維持管理費が年々増加する傾向にあり、使用料を改正する必要がありました。また、「町管理の水道水を使用しているのに、地区間の使用料が違うのは納得できない。」などという声もありました。このように維持管理の増大、使用料の不公平感の解消を図るなどの目的で、平成26年4月からは使用料を統一して一括会計といたしたところでありました。次に、集落排水事業の使用料につきましては、平成元年に奈古地区の漁業集落排水、そして平成5年に阿武地区の農業集落排水、平成8年に宇田郷地区の漁業集落排水と郷川地区の農業集落排水、そして平成10年に尾無地区の漁業集落排水と福田下の農業集落排水、平成11年に河内地区の農業集落排水、翌平成12年に木与地区と惣郷地区の農業集落排水の事業を整備して供用開始して来ました。この使用料につきましても、先ほど、簡易水道で申し上げましたように、地区ごとに使用料を決めて会計を行ってきたところでありましたが、同様の理由で、平成27年4月1日からは統一して一括会計といたしたところでありました。

次に、4点目でありますが、「上下水道のない地区における個人での打ち抜きによる飲料水の確保・合併浄化槽の設置への対策について」のお尋ねであります。町では、これまで簡易水道事業や集落排水事業等により、鋭意整備を行って参りましたが、地理的条件等により、どうしても事業地区に入れることのできない所もあります。こうした地区にお住まいの皆さんは、個人で打ち抜きによる飲料水の確保や、小型合併処理浄化槽による排水処理をされているのが現状です。これらへの対策であります。これまで個人の打ち抜きに対する補助を行ったことはありません。ただし、排水処理につき

ましては、平成3年度より、国の補助制度が創設されましたので、これに則って合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っております。合併処理浄化槽につきましては、生活排水による公共水域、そして、特に阿武町の飲料水源である町内河川の水質汚濁を防止する事を目的に補助するもので、漁業集落環境整備事業又は農業集落排水事業の実施地区以外の区域において、専用住宅に処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付するものであります。補助金の額は、浄化槽の大きさによって異なりますが、例えば5人槽で39万円、6人槽では46万2千円、7人槽では56万2千円、8人槽では61万8千円等となっております。ただし、この金額はあくまでも上限額でありまして、事業費によって色々と変わってきます。ちなみに、これまでの補助の実績を申し上げますと、平成3年度の制度開始以来昨年度までであります。5人槽が44基、6人槽が33基、7人槽が43基、8人槽が53基、10人槽以上が2基の、計175基の合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っております。なお、合併処理浄化槽については、有効な生活排水処理施設である反面、その維持管理が適正に行われない場合には、周辺の水質に重大な悪影響を及ぼしかねません。そのためにも浄化槽法に基づいて適正な維持管理や、義務付けられている各種検査も確実に実施する必要があるという事も申し添えておきたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 2番。

○2番、伊藤敬久 今町長の方から回答をいただきました。構築物の修繕による延命化ですが、大規模な改修、修繕が起きたときには、存続をさせるか、また修繕をしていくかという検討をしていくという事ですが、そういう事例が出来た時には、議会なり住民にそういう建物をどうするかということを提議をされるのかお聞きしたいと思っております。また、水道事業につきましては、打ち抜きによるものについては補助はしていな

いと、合併浄化槽については補助を出しておるという事でございますが、私がお伺いしたいのは、今ある施設、個人でやっておる打ち抜きと、それから合併浄化槽の更新時期を迎えた時に、町の簡易水道事業または排水事業につきましては、更新時期を迎えたら、町が責任を持って更新をしていくという事になっております。施設については、町が管理して改善をしていくという事で、今福賀地区で簡易水道については、町の負担で更新がされておるところです。また、個人でやられたものについても、合併浄化槽については、耐用年数が30年というふうに聞いておりますが、早く作られた所は、もうその時期を迎える所もあると思いますが、これに対する助成があるのかないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。なぜそういう事を聞くかと言いますと、阿武町の行政サービスについては、町民が平等に受ける権利があると思います。それで、合併浄化槽なり簡易水道についての本管の更新については町費でやるという事で更新がされていると思いますが、個人で設置したものについては、そういう取り決めというか補助対策事業があるのかないのか、また、なければ今後どうされるかをお聞きしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 個人の合併処理浄化槽或いは打ち抜きというふうな事については、更新等についてどうなのかというふうな事ではありますが、今の合併処理浄化槽については、国の制度に基づいて、阿武町がその制度を利用しながらやっておるというふうな事でありまして、個人については、上水道というか打ち抜きですけど個人のものにつきましてはないと、制度的にないという事でありまして、そういう事ではありますが、今おっしゃいますのは、更新、特に合併処理浄化槽が問題で、制度に基づいて設置した合併処理浄化槽、これの更新についてどうなのかというふうな事で、町が管理しておる上水道であったり下水道については、更新について町費でやっておるけども、個人のものについてこれができないかと、補助とかができないかと、そういう趣旨の事であったというふうに理解いたしました。それでですね、例えば合併処理浄化槽につきまして、これも先

ほど申しましたように、国の制度に基づいておるわけでありまして、この推進交付金の中の要綱の中に、「合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え増築する場合の浄化槽や合併処理浄化槽の更新、改築については対象外とする。」と明確に書かれておりますので、制度に基づいてやる以上は、更新は対象外という事でありまして。更には同様に水道事業につきましても同様な事がありまして、阿武町簡易水道事業処理分担金条例の第2条第1項、それと第2項に係ってくるわけでありまして、まずは、平等の話でありますけれども、阿武町簡易水道事業に関する条例の中で、施設の新設または拡張に関する経費に充てるために地方自治法第224条の規定に基づいて分担金の徴収についてこれを定めるとありまして、分担金が取れるのは、新設または拡張という事でありまして。ですから、町が管理しております上水道の更新に今大きな経費がかかっていますけれども、それから修繕にかかっていますが、この更新等につきましても、徴収する根拠がない、という事は管理者が持つ、持たざるを得ないというふうになるわけでありまして。ですから管理者が持っている。それじゃあ個人の打ち抜きなり、これについてどうかという話でありますけれども、個人が新たに打ち抜きをするという場合において、これを補助するという事になりますと、正に家のかどまで町道をつけてくれというふうな事とあまり変わらないような話になります。これは、本当にキリがない。色々なことがあります。この上下水道だけの話じゃなしに、道もあれば色々な事がありますが、これを全て町の方でやってくれという話になると、補助してくれという話になると、これは本当に財政的にもやれませんが、また、違った意味での不平等が起きてくるというふうに思っておりますから、これについては考えてもおりませんが、まして元が考えておらないわけでありまして、更新等についても全く考えておりません。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 2番。

○2番 伊藤敬久 今個人については制度がないから補助事業はしないとい

う事ではありますが、私が考えるには、本管に値するのが打ち抜きであったり合併浄化槽の更新だと思っておりますので、片方は公費でやる、片方はしないというのは不平等だと思いますので、しっかり検討していただいて、今後の対策をしていただきたいと思います。以上です。

○議長 これをもって2番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

次に、3番、市原 旭君、ご登壇ください。

○3番 市原 旭 3番、市原 旭です。私は2つの項目について質問をいたします。

最初に、「阿武町版総合戦略」について町長に質問をいたします。

「森・里・海」阿武町～これは、先日、議員勉強会で 資料作成を 社団法人STAGEが作成しまちづくり推進課が説明した資料に書かれていたワードです。直感的に「阿武町を3文字で表現したんだなあ」と感じ言葉の持つ響きに色を感じ、四季を想像しました。新緑の5月という季節も後押しをしたのかもしれませんが。この日の勉強会は、「阿武町版総合戦略」についてでありました。2015年度から始まりました第1期阿武町版総合戦略も2019年度で最終年度となります。阿武町暮らし支援センターshiBanoの開設であったり、1/4worksであったり、当初はstudio-Lと連携を図り、現在は社団法人STAGEに移行し、更に様々な取組をされていることはみなさんご承知のとおりでございます。今でこそ 議員ですから、それらの活動を注目するようになりましたが、それ以前の私は、日々の生活に追われ、正直、町の広報紙で活動報告を見る程度であり、あまり興味を持っておりませんでした。とにかくこういった事は、仕掛ける側の熱意や、関心は、伝わりにくいものです。

私の経験を述べさせていただきます。町政と規模の違うことを同じ土俵で語るなど愚かな事とはわかりながらお話しますがお許してください。私は、ふとしたことで日本酒の原料となる酒米「山田錦」を生産し始めました。その山田錦が20数年後、稲作の主力のコシヒカリが米価下落を招いたときに米どころ 福賀地区の救世主となるわけです。

ですが、そんな未来に起こることなんて、当時、想像すらしない事の始まりでした。今から20数年前、とあるイベントの打ち上げの席でした。酒好きの仲間が集まって、飲むからにはその会に関連した自分達に関わりのある酒が飲みたいという話に始まります。それは、偶然そこに集う者達が、それぞれに出来る事をただそれなりに一生懸命やったという話です。イラストが描けるアーティストが酒のネーミングをし、ラベルを作り、酒を造れる人が酒を仕込み、米を生産できる農家が、酒米を育てる。そうしてそれを長く続けていく。話にすればごく単純な話です。でも、そんな事にも話には裏があって、それぞれに苦勞の連続でした。アーティストを呼ぶには、必ずや予算が発生しますが、それを一手に引き受け愚痴もこぼさずに黙々と努力する人、また、酒は出来たものの、売り上げの観点から言えば皆無の出荷量、それでも毎年理想に近づけようと試行錯誤しながら製造し続けてくださる蔵元、米の生産する者は、当時、「米は、全量農協へ」といった時代でしたから周りの目も気にしながらで、なおかつ栽培知識のないままの暗中模索の状態です。そんな状態でも長く続けていけたのは、いい人たちに出会い、ここを、この地を楽しもうという気持ち、お互いが夢を持ち続けて 皆で集まって飲むという時間が楽しみだったからだ、今になって改めて思います。こうした経験の中から感じる事、新しい事をする時は、強いリーダーシップと熱い仲間の存在。既得権や私利私欲にとらわれない事が大事だという事です。

今回5/31に行われた勉強会では、「選ばれる町づくり阿武町創生プロジェクト」、「森里海新たなしごと創出プロジェクト」、「まちの縁側推進プロジェクト」といった交付金事業も国の採択がされた旨が報告されました。冒頭の町長の挨拶の中で、おおまか触れられていましたけれども、今一度、説明或いは思いを述べていただければと思います。また、総合戦略1次の反省点、或いはこれまで得たもの等併せてお話いただければと思います。まちづくり推進課では、これまでも活動報告を広報誌やホームページ、フェイスブック等でかなりこまめに発信されています。それでも、現在進行中の第1次総合戦略は、住民の皆さんから、奈古地区が中心で宇田郷や福賀地区にあまり関わ

りがなくて何をしているのかわからないといった声や 住民参加が希薄であるといった感が否めないといった声があるように伺います。次期総合戦略では、町内各所での展開もされているように読み取れます。だからこそ、多くの住民を含めた多くの理解者、協力者が必須の条件となると思いますが、どのように策を講じられるか町長に伺います。

○議長 ただ今の、3番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 市原議員からのご質問は、阿武町版総合戦略の推進の中で、地域再生計画である「選ばれる町づくり創生プロジェクト」、新たに認定された「森里海新たなしごと創出プロジェクト」と「まちの縁側推進プロジェクト」の計画内容とそれにかかる私の思い。そして、第2項目目として、第一次地方創生総合戦略の反省点と成果、そして今後の展望についてであろうかと思えます。

まず、1点目ではありますが、地方創生事業におきましては、ご案内のとおり平成 27 年度(2015 年度)から始まり、25 年後の 2040 年を目標とした将来人口のシミュレーションと、5ヶ年の阿武町版総合戦略づくりを行いました。平成 27 年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、そして 28 年度は、地方創生加速化交付金を活用して事業推進を行い、平成 29 年度には5ヶ年の地域再生計画「選ばれる町づくり創生プロジェクト事業」の認定を受けて、「すまい」、「しごと」、「人のつながり」の3つを重点に、地方創生推進交付金を活用して、これまで土台作りとなる事業を進めて参りました。そして、平成 30 年度からは、選ばれる町になるために、特にしごと創出に重点を置いて、プロポーザルによる一般社団法人STAGEのプランを選定して、持続可能な循環型社会の創出に向けて、道の駅の機能強化とネットワーク化、そして、魚価の向上や自伐型林業の推進、無角和牛のブランド化等の検証やコーディネート業務を実施してきたところであります。そして、これを具体的な形にしていくために、財源確

保として、新たに「森里海新たなしごと創出プロジェクト事業」と、「まちの縁側推進プロジェクト事業」、この2つの地域再生計画を策定するとともに、地方創生推進交付金の申請を行い、3月議会終了後の3月29日付けで内閣総理大臣の認定を受けたところでもあります。このことについては、先日の議員勉強会でも説明させていただいたところではありますが、平成31年度(令和元年度)の当初予算編成時におきましては、この地域再生計画が採択されるかどうか全く不透明な状況下でありまして、仮に採択されなくても単独でも実施する必要のあるもの、また、過疎債のソフト事業他の財源への振替が可能なものを厳選して予算計上をしたところでありまして、予算の説明もこうしたことから、全体としてではなく当該予算に計上をしたもののみについて説明をしたところでもあります。地域再生計画の採択にあたっては、色々と不安要素もあったところではありますが、事前に職員を内閣府に出向いて水面下で根回しも行いながら、その結果として3年間の事業費ベースではありますが3億9千万円といった申請どおり満額の事業が採択され、この度予算計上ができることになりました。この地方創生推進交付金事業につきましては、補助率が推進交付金が1/2で、残りは特別地方交付税措置がルール分として充当されるために、事業費ベースでは3年間で3億9千万円となりますが、この内、実質町の負担はその10%、3千9百万円となり、そうした財源が確保された中で補正予算を計上させていただくとともに、この度ようやく全体像をお示しできる状況になったところでもあります。

まず、「選ばれるまちづくり阿武町創生プロジェクト」につきましては、これまで「すまい」、「しごと」、「人のつながり」の3本の柱、8つのプロジェクトの推進に加えて、本年は5年に一度の町の基本計画の策定の年であり、第2次阿武町版総合戦略も策定することになり、一般社団法人STAGEの支援も受けながら、町の未来を担う若手職員を中心に、現在素案づくりに取組んでいるところでもあります。ヒアリングや各種調査、今後は住民アンケート等も行い、まちづくりの理想像とその方向性を示す10ヶ年の基本構想と前期5ヶ年の基本計画、そして総合戦略につきましては、国の動向を見なが

らにはなりますけども、12月議会で中間案をお示しし、3月議会で成案のご議決をいただくスケジュール感で進めております。

次に「森里海新たなしごと創出プロジェクト」につきましては、水産の販売力向上に向けて、昨年に引き続いて、魚の伝道師、株式会社ウエカツ水産の上田勝彦氏を招聘し、今年度は、毎月1回2泊3日程度で、まずは漁師さんを相手に魚価向上のための神経締め等の技術指導、販路の拡大、加工品開発や、例えば「港食堂」等六次産業化に関するアドバイス、また道の駅スタッフへの販売指導、各種研修会などを実施しております。このほか、私を始め幹部職員への結構ハードなレクチャーやヒアリング、職員研修も実施しております。補正予算ではこれに加えて、中山間地域で注目されている長伐期施業の手法を取り入れた「自伐型林業」を推進するため、遠岳山山頂への作業路開設、これにはジオパーク等の観光面での活用も含むところではありますが、モデル林を創出しながら研修を実施するとともに、地域の生業としての林業を再構築する事に取り組んで参ります。また、施工技術のみならず、製材や薪利用を促すことで出口対策も平行して行って参ります。

「まちの縁側推進プロジェクト」につきましては、阿武町に訪れる人々の滞在時間を延ばして、阿武町の暮らしを知り、移住・定住・関係人口の増加を促進する「まちの縁側機能」を構築するために、専門家を招致し阿武町の玄関口である道の駅等に、キャンプフィールドやビジターセンター、イートインコーナー、或いは簡易宿泊所等の滞在型の拠点施設を整備するための全体設計、基本設計、ランドスケープデザイン等を実施するとともに、道の駅を拠点とした地域内経済循環を促進していく中で、地域内循環の現状を可視化するための「家計簿調査」等を、持続的な地域社会総合研究所の藤山浩さんに委託して実施しております。補正予算ではこれに加えて、キャンプフィールドの基本計画の策定、体験プログラム遊漁権設定の基本計画・合意形成、阿武町暮らしを見せるための暮らしの体験プログラムの開発・予約決済サイト等の運営体制の構築支援、DMO関連調査等を行う計画であります。

3年間で3億9千万円のソフト事業は、正に、阿武町始まって以来の大事業であり、ハードと違ってソフト事業は形が見えにくい上に、効果が出るまでに時間がかかりますが、この事業を活用してしっかりと町の方向性としくみを構築することが重要であると考えており、阿武町の豊かな自然、貴重な景観を生かした「森里海関連」、そして人口や資源の減少下にあつての「持続可能性」、そして外貨獲得の一方で人、資源、お金の流出を減少させ、これらを地域内で回す「地域経済循環」、これの構築を基軸に据えて10年、20年後の評価に耐え得る阿武町の未来の設計と創造を行って参りたいと思っております。そして、各プロジェクト、委託事業は大変大きなお金になるわけではありますが、ウエカツさんをはじめ、それぞれ日本で一流のプロにしか出来ない仕事があるところでありまして、そういった方々が阿武町のプロジェクトに参加する。そして、それは阿武町ブランドの価値向上や大きな宣伝効果をもたらすところでありまして、私といたしましてもワクワクするとともに大きな期待をいたしているところでありませぬ。

2点目のご質問についてであります。阿武町版総合戦略は、平成27年度以来これまで着実に進めてきたところでありまして、反省点といたしましては、場所が奈古中心であるとの指摘、何を目指して何をしているのかよく分からない、また、住民参加が希薄なのではないかとの指摘があるのも事実であります。これにつきましては、阿武町の玄関口は道の駅であり、町内外を巻き込み、男女や世代を超えた年齢構成といった新たな交流手法として「21世紀の暮らし方研究所」の活動がありますが、まずは奈古地区で実績を作り、順次広げて行きたいと考えていたところでありまして、「阿武町暮らし支援センターshiBano」が拠点となって、特に女性団体の視察や交流等も始まる中で、現在は宇田郷や福賀地区、また奈古地区であっても河内など周辺部にも活動の輪を広げているところでありまして。例えば、2月28日にはラボ主催で、「福賀の暮らしを語ろう会」として福賀地区全体に呼びかけて、のうそんセンターを会場に福岡大学の学生さんと福賀地区の青年との若者トークセッションを開催したり、3月16日

にはラボのメンバーと宇田郷地区の宇田浦自治会のみなさん、そして宇田郷地区の議員さんや自治会長さんにも声を掛けて、旧金子酒店や大敷会館を見学し、今後の利活用について話し合いもしたところでもあります。また、河内集落は今年から集落支援員を1名配置して集落点検活動を行うとともに、地域おこし協力隊も連携して体験プログラムづくりや集落の活性化に向けた活動を展開しております。何をしているのか分かりにくいとの声に対しても、広報誌やケーブルテレビ等を通して情報発信には努めておりますが、参加を促すためには、もっとSNSなどを使った双方向の情報発信の一方で、声を掛け合う、誘い合うとかのアナログな形でも更なる努力は必要であると考えておりますが、新しい取り組みである「ラボ」や「siBano」等の「場」を作る事で、住民主体のまちづくり、住民と行政の協働、開かれたまちづくり等変化が生まれたのは確かな事だというふうに思っております。もう一つ一例を挙げますと、昨年5月に奈古の中央通りで始まった物づくりグループ主催の「あぶのべっぴん市」、廃業や閉店が続く商店街に一時的とはいえながら人通りと賑わいが生まれ、道の駅からの動線ができました。これに影響を受けた形で、今年から始まった町内の若いお母さん方を中心とした「ハンドメイドマーケット in 阿武」でも町内外からの若い方を中心に町民センターに来場と交流がありました。こうした事が人の動きをつくり、奈古浦界限では、地域おこし協力隊を始めとする町内での小さな起業で飲食店や簡易宿泊施設であるゲストハウスが誕生いたしました。また、福賀地区では「1/4ワークス」による援農のしくみづくりによって、繁忙期に都市から若者が「すいか」や「ほうれんそう」の農家で作付け等の援農をアルバイトとして行うことで作付けが増える等、これが生産拡大に繋がり目に見える成果となっております。

人口減少下、人口移動統計調査によりますと、これはちょっと申し上げましたけども、平成10年から19年の10年間の本町の人口の社会増減は、マイナス333人、大幅な減少であります。その10年後、この直近の10年、平成20年から29年の10年間の社会増減は、それまでがマイナス333人10年で減っていったものが、この10

年では、10年間でマイナスの4人です。また、平成30年度の社会増減は転入が87人に対し、転出84人でプラスの3人です。これまで行った色々な施策が総合されてIターンの他、最近では若い世代のUターンや就農、就漁も増えており、市原議員の息子さんもその1人であるかなというふうに思っております、誠にうれしい限りであります。また、昨年10月には、柳橋分譲宅地の売り出しを開始したところでありますけれども、国道沿いで町の中心の目に付く所という事もあってか、現在24区画売り出しの中で、既に15区画の販売が出来ておりました、この内15の内8区画が町外からのIターン世帯で、最近では防府市から30代の若いご夫婦と2人の小さなお子さんのいる世帯が購入される等、若い世代からも魅力ある町になっていると思っております、正にこれが社会増に繋がると思っております。そして、こうした事が有機的に絡まって良い循環をもたらし、成果が徐々に形になって見えてくる事で住民の理解も進み、参加が促されてくると考えているところであります、私はこれから策定する基本構想、基本計画で「選ばれる町」になるためのまちづくりの理想像とその方向性をしっかりと示して、福賀地区、宇田郷地区にも目配りをしながら、施策を総動員し、特に今年度から始まります地方創生推進交付金事業を起爆剤として、他の市町村と較べて類のない一層魅力のある町になっていくよう努めて参りたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 3番。

○3番、市原 旭 さまざまなプロジェクトにつきまして、更に現状の反省点についても積極的にご意見いただきまし、お話いただきまして大変ありがとうございました。

私は、以前から阿武町が取り組んでおりました、いわゆる空き家に関するプロジェクトについては高く評価もしておりましたし、具体的に新しい入居者が生活され住民も増えております。ですが、正直言わせていただくと、1

／4ワークスについては発想はおもしろいとは思いましたが、全国的にそういった方もいらっしゃるというのも存じておりましたけれども、果たしてここ阿武町が求めているのは定住者ではないかなというふうに非常に思っておりました。それ以前に、受け入れ側の都合で必要な時だけお手伝いをしてくださる方などそうそういないでしょうし、続かないであろうと思っておりました。ところが、去年は2名、今年は3名仕事をされているというふうに伺っております。私の持っていた価値観がいかにも旧来型であったかと言いますか、生き方、楽しみ方、時間の過ごし方が違う方々が現にいらっしゃるという事を改めて感じているところでもあります。今年来られている方々は、昨年来られた方とはまた違いますし、今年来られている方が来年また来られるとも限りません。ですが、経験された事は、この人たちの口から多くの人に広がっていきます。いわゆる口コミです。阿武町での体験、農家が熱心に取り組んでいる姿、安心、安全、それら過ごしてきた地域の事、時間を共に生きていた事は、きっときれいな言霊となって多くの人に伝わると思います。ぜひ、こういった方々と広く関わりがとれるようにネットワークの構築を更にされますようお願いをいたします。また、現在、STAGEに移行し関係していく会社や新たな人たちとの出会い、企業誘致等も期待できますし、組織が一気に拡大し展望と申しますか可能性が広がっていくように感じますが、町長はいかにお感じになっていらっしゃるかお聞かせください。

○議長 町長。

○町長 1／4ワークスの話もですね。私も、正に市原議員とはじめは同じような考えをしておりまして、一過性の事であるなというふうに思っておりましたが、本当に、この度のように180日間も、要するに半年この地で働きながら暮らすというふうな事になりますと、2人合わせれば1年、2人で1年間1人、要するに人口が増えたと変わらないわけでありまして、ただ、

単純に人口が増えたら良いという問題ではなしに、正に今おっしゃるように、その人たちに対して、それでは仕事をしていただく側がどうその人たちを使うかにも私は依るといふふうに思います。ただの労働者として使う、そういう事であっては、私は阿武町の評判の向上に繋がらない、やはり、使う側も使う側としてちゃんとその人たちを大事な仲間として使っていく、働いていただく、そういう事が回り回ってこの町は素晴らしい町だ、来年はもしかして他の事がやってみたいという事で、他の所に行ったり、また、別に仕事を持たれるかもしれないけども、しかしながら、阿武町がそういう町だという事が、その人を通してまた伝わっていく。その事がやはり回り回れば町の定住対策にもなるし、町の評判の向上にもなっていくんじゃないかというふうに思っております。大事な事は、小田議員の時にも申しあげましたように、「繋がり」をしっかり持つ事、それも良い繋がりを持つ事、やはり一過性のものであるから、これは適当にやっつけというふうな事じゃなしに、色々な場面で短時間であっても、どういう場所、どういう場面であっても、やはり誠心誠意お互いにやっていく、その事が一番大事だなと。で、繋がりというものを大事にして大切に大事にする。そして、繋がるにはなるべく繋がっていく。これは、職員も含めて私も含めて極力そういうところに出かけて行って繋がっていく。そして、ある時はただ、「はいさようなら、お世話になりました。」じゃなしに、例えばメールならメール、SNSならSNSのような形で、後で「あの時はどうでしたね。」という事を一言返す。その事が本当にこの町って素敵な町だなというふうになる、ただ、そのちょっとした、ある意味テクニックかもしれません。そういった事ができるかできないかによって町の価値が大きく変わってくる。そういうふうな事で、今からも色々な施策展開をしていきますけども、そういった事はしっかりと気をつけながら、今からも色々な大変な大きな事業でありますけども進めていきたいというふう

に思っているところであります。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(2番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 3番。

○3番、市原 旭 ありがとうございます。現在、阿武町にとって、福賀地区にとっても大問題を抱えておる状況があります。ですが、悲壮な面持ちでは、前向きな事は生まれにくいというふうに思います。今回、この3つのプロジェクトの申請の採択がおりました。去年は、ジオパークにも認定されました。流れは、地方創生の風も含め追い風だと感じております。町長も並々ならぬ決意を挨拶の中でされておられましたけれども、人口の自然減はやむを得ないとしても、社会減を何とかして苦しい中ではありますけれども食い止めて参るという決意を述べられておられました。私も、微力ではありますけれども共に汗をかいて参りたいというふうに考えております。行政主導であるという責任感もある事で、制限もあろうかと思えますけれども、とにかく色々仕掛けてみてやってみるという事が大切だろうと思えます。やってみて続けたいと思うか、可能性を感じるかどうか、やってみて楽しいと感じるか、参加者は当然楽しむが、主催者である受け入れ側の方も楽しく思うかどうか、やってみて広がりを感じるか、ネットワークを構築できるか、という事を肝に命じてやっていけば、それぞれの地域性もあるとは思いますが、住民が関心を持ち、その先には住民が関わりながら進めていくというふうに感じております。そうして、ロコミといった力が後押しをし、継続に繋がっていくのではないかなと感じておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせ願えたらと思います。

○議長 町長。

○町長 本当にその通りです。とにかく、評論をいくらしても何も生まれてきません。失敗しようがしまいがとりあえずやってみる。そして大事な事は、私はいつも開かれた町というふうに言っておりますけれども、やはり、敷居を

低くしていく事、形にとらわれずに敷居を低くして間口を広げる。そういうやり方でやっていく。もちろん失敗もあります。あつて当然ですが、それはそれで失敗したらしょうがない。反省はもちろんしなければいけないけども、それをあまり気に病んでもうやりたくない、失敗したくない、というふうな事を思うのじゃなしに、失敗してもいいではないかくらいの気持ちでですね、とにかく前に前に向いていく、その事が一番大事だなというふうに思っておりますし、特に、我々行政における者については、なるべく失敗したくないというのは誰もが持つものでありますけども、そこはそういう事もあるという事で、私も結果、はじめ言いました「そうせい候」じゃないんですけども、そういうふうな目でなるべく見るようにしておりますし、望むならば住民の方にもそういう目である時は見ていただけたら有り難いなというふうに思っているところであります。一緒になってやっていただければ有り難いと思います。以上です。

○議長 3番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○3番 市原 旭 続きまして、「学校におけるパソコン利用」について、教育長に伺います。

私の子供の頃には、家庭にパソコンがある等という事は、想像すら出来ませんでした。初めて購入したパソコンの性能は、現在ではスマートフォン以下ではないかと思えます。また、当時は、パソコン通信などと言っていたメールのような世界は、インターネットに取って代わり画像だけにとどまらず動画やファイルのやり取り、近年ではクラウド、オンデマンドといった時代の流れは、とどまるどころを知りません。また、インターネットの利用は、スマートフォンの急速な普及により一般常識となっています。更に今やパソコンだけではなく、家庭用のゲーム機やテレビでも接続が可能になっています。そんな状況の中で子供たちとインターネットの関係について教育長に伺います。阿武町内の学校でインターネットに関する調査やアンケートをされた事があり

ますか？ 或いは保護者、児童生徒にSNSの利用について危険をはらんでいる事の周知、注意喚起をされた事がありますか？

さて、2020年より始まる新しい文科省の学習指導要綱によると、小学校中学年から「外国語教育」を導入するとともに、小学校におけるパソコンの「プログラミング教育」を必修化する等社会の変化を見据えた新たな学びへと進化するとされています。従来のように個別にパソコンがずらりと並んで高価で特別な物といった光景から、身近でノートや鉛筆代わりに道具、文房具のように扱われる時代になろうとしています。すでに若い人たちは、小脇に抱えて歩いている人や、ビジネスで文房具として使っている人を多く見ます。恐る恐るキーボードに触るといった子供たちは、これからもますます少なくなってくると感じます。また、以前のようにOSに慣れるという時代ではなく、ゲーム感覚で直感的に操作出来るようにソフトが作られていますので、戸惑いは少ないと思います。ですから、これまでのようにキーボードに慣れると言うよりも、スマートフォンのようにタブレットスタイルの物が親しみ易いと感じます。ニュースで、教科書自体をタブレットにデータとして入力したデジタル教科書を見ました。阿武町でも、教科書代わりとまでは言えませんが、少人数であるが故に個々にタブレットを使える環境は整備する事は出来ると思いますけれども、いかにお考えでしょうか。また、特定の副読本程度のデジタル化は可能かと思いますがいかがでしょうか？ 更に、インターネットの普及によりICT技術は、ますます進化し価格的にも安価になってきております。小規模な阿武町の小中学校であっても、既にLAN環境、WIFI環境が整備されています。以前からこの整備された環境を複式学級である福賀小学校と阿武小学校を遠距離合同教室のような事が出来ないかと考えていました。前にお尋ねした時は、通信速度があまり速くない旨で難しいといった返答だったように思います。やはりネットを使った遠距離合同教室のような事は、現状では無理なのでしょうか？ 教育長は、前から少人数だと複数の意見を得ることがないという問題があるとされておりまして。その事が僅かながらでも解消出来るのではないかと思います。

いかにお考えでしょうか？ また、少人数の学校でも最先端の教育を推し進める事により、その事を広く発信していけば、新たな転入生も見込めるのではないかと感じますが教育長のご答弁を求めます。

○議長 ただ今の、3番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 3番、市原 旭議員の2項目目の「学校におけるパソコンの利用について」のご質問にお答えいたします。

まず、阿武町内の学校でのインターネットに関する調査やアンケートをされたことがありますか、というご質問であります。

阿武町教育委員会といたしまして、各学校へ統一したアンケートや質問調査等はおしておりません。これは、個人の所有物に関する調査でありますし、ご家庭で所持の状況やインターネットの使用状況等に、公的な調査は出来ないものと考えているわけがあります。しかし、学校では、日頃の児童生徒の様子や保護者との面談の中で、誰が何をもっているかについてはおおよそ把握しておるところでございます。

次に、保護者、児童生徒にSNSの利用について注意や危険をはらんでいる事の周知をされたかどうか、という事でございます。

昨今の犯罪やいじめ等の社会問題が、LINEなどのSNSによって引き起こされている事や、時にはその事が、人を殺害したり、或いは自殺に追い込んだり、命に係わるケースが多くある事は、教育委員会や学校としても十分に認識しておるところでございます。また、ネットによるいじめにより、被害者が不登校になったり学力が低下したりする等、使い方によっては大変危険なわけであります。そのようなものを、子供に持たせるという事を、まず保護者が認識すべきだと考えております。ご家庭で購入される物でありますので、まずは、ご家庭で使い方についての指導やルールづくりが先決だと考えます。しかし、子どもの成長に大きな関わりがございますので、小学校では、高学年と保護者を対象に、中学校では、全学年と保護者を対象に、参観日やPTA総会など、

皆さんが参加しやすい日程を選びまして、研修会を実施しております。講師には、通信会社の担当者や、やまぐち総合教育支援センター子どもと親のサポートセンターのネットアドバイザーをお招きし、インターネットや、SNSを利用する際の注意事項、そして危険性、また情報モラルに関する研修を行っているところでございます。

次に個々にタブレットを使える環境への整備について、のご質問でございます。

阿武町では、平成29年度に児童生徒用パソコンと教職員用のパソコンを整備いたしました。教育系のサーバーの設置やネットワークシステムの構築により、WiFi(ワイファイ)環境も整備しております。その中で、児童生徒用には、タブレット型パソコンを購入しております。阿武小学校のパソコン教室に30台、福賀小学校に6台、阿武中学校のパソコン教室に30台、阿武小学校の特別支援学級に2台を配置しております。同時に教材ソフトウェアも購入しており、小学校の授業においては、理科や社会の調べ学習や、総合的な学習の時間での学習のまとめや、模擬ホームページの作成、単元末の復習ドリルの学習等、自主学習等でも利用しておるところでございます。中学校では、受験勉強や学期末、学年末の勉強に活用しております。また、各家庭にIDとパスワードを渡し、家庭のパソコンから自分に合った学習プリントを取り出し勉強することができるようにしております。例えば、中学生が小学生の内容に遡って学習出来ますし、自主的にそのような事で学習出来るようにしております。逆に、小学生には、もっと先の勉強がしたいというふうな場合は、中学生レベルの勉強も出来るようになっているわけでございます。更に、不登校の見られる児童生徒につきましても、自分に合った勉強が出来る環境を整えておるところでございます。なお、特別支援学級においては、障害に応じて学習の手段として利用しております。現在、児童生徒1人に1台という状況ではありません。教科書をタブレットの中に入れる利点は、重いランドセルや鞆を持って通学するという安全性といった上でも、大変貴重なご意見だと思います。ただ、家庭に持ち帰ったりする事になりますと、破損等も懸念されるわけでございます。また、設置していますタブレット型パソコンは、持ち出しが出来るわけでございますので、必要

な時に十分利用できる環境になっているところでございます。まず、先生方に学習活動において積極的に活用した授業を実施していただき、工夫された授業展開をするようにとりあえずお願いをしているところでございます。

次に、福賀小学校と阿武小学校で遠距離合同教室のような事が出来ないか、という事でございます。

他の市では、同じ規模の小学校間でインターネットを利用した、大型テレビ等による交流授業が行われていると聞いております。本町の場合は、ケーブルテレビ回線を利用しておりますので、通信速度等に若干の課題があるわけでございます。また、本町の小学校2校につきましては、福賀小学校では、複式学級で行われている教育課程、そして阿武小学校では、単式学級の教育課程というわけでございますので、学習進度が揃わないという課題があるわけでございます。しかし、総合的な学習の時間等は、発表や話し合い活動では、活用が十分期待出来るのではないかというふうに思われます。しかしながら、他校でもやっこのような取り組みが始まったばかりでございます。その技術や設備等十分に扱えるような教職員の技術が必要になってくるわけでございます。そのような事から、現時点では、近隣の状況を見ながら、また教育上のメリットも考えながら検討して参りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番 市原旭議員「はい」という声あり。)

○議長 3番。

○3番 市原 旭 ご答弁ありがとうございました。長く教育委員会の方に関係しておりましたので、教育委員会のある意味限界も分かっておりますし、教育とまちづくりを混同するという事は、教育と政治的な中立といった意味から何らか触れる部分があるのではないかなというふうに思っております、これまで質問をしないでおりました。ですが、教育長は、これまでも「ふる

さと愛」を基本的な考えに基軸となる方針にされていらっしゃる。その延長線に、今回質問した内容が含まれているのではないかなというふうに解釈し、質問させていただきます。

今後は、議員という立場で「ふるさと愛」を元に質問をしていきたいというふうに考えております。インターネットのアンケートをしていないというふうに言われておりましたけども、SNSで心ない書き込みをされて加害者になる事は当然の事、被害者になっても不幸な事でございます。インターネットは身近で生活の一部になっていると言っても過言ではないというふうに思っております。それだけに、各ご家庭で先ほど言われた通り注意喚起についてはされているというふうに想像は出来ますけれども、教育委員会の立場で、保護者向けに研修会はそれでしたらされるべきではないかなというふうに思います。また、どのようなきっかけでも構わないと思いますけれども、PTAや保護者会等にも主催となってされるという事をご検討されたらどうかというふうに思います。また、私の教育委員時代にも町内小学校の交流の回数を出来る限り増やしてほしいというお願いをしておりました。せっかくネットワークが構築されています。あまり難しく考えないで、簡易なテレビ電話のようなものでも構わないと思うんですけども、ネットワークを使ったゲームみたいなものでも構わないと思います。せっかくあるものですから交流をベースとした何かそういったネットワークを使った何か環境を提供されるというのも一つあるのではないかと考えております。教育長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 先ほど教育委員会ではアンケート調査していないというご答弁を申し上げましたが、先生方の学校の聞き取りの状態を申し上げますと、本町の場合は、小学校の場合はパソコンやタブレットをしている人が約8割がし

ている状況でございます。中学校ではおよそそれに近い状態であるというふうに思います。また、通信可能なゲーム機等を所有している子どもたちは、小学校で60%、中学校では50%というふうな状況でございます。従いまして、先ほども言いましたように、正しい使い方については十分に指導する必要があるというふうに思っております。それから、2校の交流学习の件でございます。今28年を持ちまして中学校統合したわけでございますが、今子どもたちは十分に中学校で、福賀地区の子どもたちも学習しております。今小学校のレベルでやはり大事な事は、同じ町内の子どもであるよという共同意識を育てるといふふうに思っているところでございます。合同の行事を実施したり、合同の学習をしたりという事で実施しておりまして、ほぼ学期に2回程度各学年集まっていると。また、町内の小中学生を対象とした行事等にも両校の子どもたちが参加するように努めておりまして、日頃から子どもたちが交流できるように配慮はしているつもりでございます。私も、ふるさとに生まれて良かったと、阿武町に生まれて良かったという子どもたちを育てたいと思いは、議員と同じでございますので、しっかりとまたご支援していただければと思うわけでございます。以上です。

○議長 3番、再々質問ありますか。

(3番 市原旭議員「再々質問ではないですが、一言」という声あり。)

○議長 3番。

○3番 市原 旭 これからも、「ふるさと愛」を基調とした阿武町ならではの教育を推し進められるようお願いしまして質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長 これをもって3番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は、全て終了しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休 憩 14時20分

再 開 14時29分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第4 議案第1号から日程第11 議案第8号を一括上程

○議長 続きまして、日程第4、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第11、議案第8号、物品売買契約の締結について、までを一括議題とします。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例等の一部を改正する条例）、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例等の一部を改正する条例）、についてご説明いたします。

専決処分につきましては、2ページ、平成31年3月29日付専決処分でございます。まず、最初に元号の取扱いについてでございます。本議案の元号につきましては、今年5月1日を持ち、新たな元号「令和」に改元されておりますが、本専決処分は、改元前の平成31年3月29日付専決処分につき、よって改め文、説明文、資料を含め全て「平成」表記となっておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、国通知により、改元以後において現行法令等にある改元前の「平成」による表示については、改元以後も全て有効、規定の効力に影響な

いとされており、また、改元を理由とした一括整理等を行わないものとする、とされておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、2ページの専決処分についてでございます。専決事件は、今申し上げました阿武町税条例等の一部を改正する条例です。専決事由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び関係政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されるため、同年3月29日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。改め文につきましては、3ページから13ページまで、それから、14ページから新旧対照表、続きまして、53ページからは条例比較表、それから、77ページになりますけれども、これからは説明資料になります。それでは、説明につきましては、77ページからの説明資料の1番より説明をいたします。77ページをお願いいたします。阿武町税条例等の一部を改正する条例の概要説明です。主要項目は4つでございます。なお、今回の改正は、全て法律改正に合わせた改正であります。

最初であります、個人住民税、ふるさと納税制度の寄附金税額控除の見直しについてであります。これの概要説明ですが、これは、地方税法において、ふるさと納税の特例控除の対象となる基準に適合する地方団体を、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定する事とし、指定対象外とされた地方団体にあつては、ふるさと納税の対象外とする事、とされた事に伴う文言整理等所要の規定の改正であります。施行は今年6月1日でございます。改正後のふるさと納税制度の基本的枠組みであります、今申し上げましたように、総務大臣は地方財政審議会の意見を聞いた上で、国の基準に適合する地方団体のみをふるさと納税特例控除の対象として指定する、いわゆる指定制度に生まれ変わるということであります。具体的指定条件につきましては、まず、寄附金の募集を適正に実施する事、これを満たした上で、返礼品の返礼割合を3割以

下とし返礼品を地場産品とする事となります。よって、6月1日以降の寄附金で、総務大臣から指定されなかった指定対象外の団体は、ふるさと納税の特例控除の対象外となるものであります。以上の法律改正の内容を受け、町税条例改正では、寄附金税額控除に関連した規定の文言等整理を行うものであります。

次の、第2点目ですが、次のページをお願いします。第2点目は、個人住民税住宅ローン控除制度の拡充であります。概要説明ですが、今年10月1日からの消費税の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点という事で、消費税率10%が適用される住宅取得等について、法律において、一定の税制上の支援策を講ずるというもので、具体的には、現在の特別控除の特例の創設、つまり、現行10年間である住宅ローン控除の期間について、今回それを特例で3年間延長する事に伴う規定の整備であります。住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）特別税額控除とは、住宅ローンを利用され住宅を新築、または取得、増改築された場合、ローンの年度末残高に着目した減税であり、つまり、住宅ローンの年末残高の1%を10年間所得税額から控除し、かつ所得税額から控除しきれない場合があれば、それを個人住民税から控除するしくみであります。今回、この控除の特例として、控除期間を3年間延長するものであります。その3年間延長した中において、消費税増税分に当たる額（建物の購入価格の2%の範囲）で減税を行うものであります。適用期間は、平成31年（令和元年）10月1日から平成32年（令和2年）の12月31日までの間に居住の用に供する事となる住宅に適用されるものです。なお、期限後は、特例控除の特例は無くなり、また本来の10年に戻るものであります。下に、今の説明について、国の説明資料を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

次のページをお願いいたします。第3点目です。個人住民税非課税措置の対象の追加（単身児童扶養者）という事で、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置の拡充であります。単身児童扶養者という言葉は、これは、

新しい法律用語となります。概要といたしまして、個人住民税の非課税措置の対象の追加、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でない事を確認した上で、現在支給されています児童手当の支給を受けており、なおかつ前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親（これを単身児童扶養者と言う。）に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる、という事でございます。施行は、実質的には、第3条による改正で、平成33年(令和3年)4月1日であります。平成33年度(令和3年度)以降の個人住民税について適用となるものであります。3点目については、以上で説明を終わります。

次のページをよろしくお願ひします。4点目でございます。4点目は、軽自動車税関係で、環境性能割(新規)、そして、グリーン化特例の延長等で、全て法律改正に合わせた改正、新設であります。今回車体課税の大幅な見直しは、法律において行われましたが、阿武町の税条例において関係する部分は、うち軽自動車税に関連する部分のみであります。説明資料は、関連のため軽自動車税以外の部分も一部併記しております。まず、概要説明ですが、最初に今回消費税率10%への引き上げに合わせ、自動車の保有に係る税を恒久的に引き下げ、需要の平準化と国内自動車市場の活性化等を図る、とされております。次に恒久減税による地方税の減収分は、特例措置のグリーン化特例の重点化等で財源を確保する、とされております。なお、恒久減税は軽自動車税には無く、県税である自動車税種別割のみの適用であります。また、加えて自動車の取得時の負担感を緩和するためとして、新規に導入される環境性能割の税率を、当初1%（本来の税率から軽減するいわゆる臨時的軽減）が、平成31年10月1日から翌年32年の9月30日の当初の1年間に限って行われます。施行日は、各条文により順次行われますが、一番大きな改正は、消費税導入時の今年の10月1日です。以上が今回の車体に関する改正の概要です。消費税導入時の車体課税の見直しを項目別に仕分けてみますと、見直し項目ですが、大きく3項目

になります。まずは、自動車税(種別割)の税率引き下げであり、これは、全自動車税の全区分の排気量に応じた全区分の恒久減税が行われます。次に、種別割と環境性能割の導入です。従来の自動車税は、自動車税のうち種別割と名称変更されます。これについては、制度は変わらずこれまで同様自動車を保有する限り毎年納める税となります。そして(2)ですが、自動車税の中に、今回環境性能割という新たな税区分が加わります。これは現在あります自動車取得税と同様、取得時にのみ車両価格等に対し1回だけかかる税となるものであります。なお、環境性能割の導入に合わせ、現行の自動車取得税は廃止となります。なお、この部分、種別割の名称変更と環境性能割の導入に関する条例改正は、以前の議会(去る平成28年12月及び平成29年3月議会)にて、消費税導入関連にて既に条例改正をいただいておりますが、今回の一部改正は、環境性能割の導入時における当初の税率を1%減ずる臨時的軽減に関する条例改正の部分であります。次に、特例措置の継続等であります。税目によりエコカー減税であるとかグリーン化特例と呼び名は変わりますが、いずれも排気ガス性能、燃費性能の優れた自動車に係る税の軽減措置であり、現行法令上にて、平成30年度まで措置されていたものを、今回の一部改正においては、これを更に2年間延長継続する事、また、以後において大幅見直しを行う事への一部改正です。以上が車体課税の見直し項目となります。次に、資料ページの次ページからは、今説明しました車体課税の見直しの各項目を更に補足説明したものです。ポイントのみ説明いたします。まず81ページの2番目、環境性能割の導入の臨時的軽減マイナス1%についてです。中央の表1ですが、これが新たに導入される自動車購入時にかかる環境性能割の税率です。燃費性能に対応し、非課税から3%までの段階的税率であります。まずこれを基本としますが、今回実施される事となる臨時的軽減、つまり消費税導入時からの1年間の税率が、下表2で表しております太枠の部分であります。表1からそれぞれ

1%軽減したものとなるものであります。太枠以外は、非課税もしくは営業用であります。この臨時的軽減は自家用のみで、営業用車両は対象外となっているものであります。次に82ページですが、中央下の2番目、これはグリーン化特例の延長と大幅見直しに関する内容です。自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)について、現在の制度をこの軽減措置を平成31年度(令和元年度)、平成32年度(令和2年度)の2年間延長する改正、次に翌2年間はこれを大幅見直しし、軽減対象を電気自動車等のみに限定するものであります。これらグリーン化特例の税率は、次の83ページです。上の表3ですが、本来の本則税額とそれぞれ対応するグリーン化特例後の適用を受けた場合の税額を表しています。それから下の表4ですが、これはそのグリーン化特例の適用区分表です。それぞれ燃費性能等に応じて受ける軽減の区分と対象年度を表したものです。本年度と来年度は、現行制度と同じ制度の延長となります。それ以後2年間は、電気自動車等のみに限った制度となります。次に84ページからの説明資料です。今回の一部改正条例案を改正条項別に説明したものでありますが、現在阿武町に対象物がない直接該当しないものもありますので、それ以外は、ただ今説明した内容でありますので、逐次の説明は省略いたします。ご参照いただければと思います。次に90ページをお願いします。90ページは、ただ今説明しました車体課税関係の見直し項目についての概要図です。阿武町税条例に関係する部分は、下の軽自動車税のみとなります。ご参照いただければと思います。次に91ページの説明資料3は、今回の条例改正の構成を説明するために参考としての添付です。改正は条例第1条から第5条までありますけど、今回の条例改正は、右上に示しておりますとおり軽自動車税のグリーン化特例において、多段階性となっており、4つの連続した改正が1つの条例改正を、全体を構成しております。ご参考までに添付いたします。以上で税条例の専決処分の説明を終わります。

○議長 続いて、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ※法律及び政令等公布及び国の通知に関するもの、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 それでは92ページからの議案第2号及び引き続き議案第3号、それぞれ専決処分を報告し承認を求めることについてご説明いたします。

まず、92ページをお願いします。議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてご説明いたします。これは、法律及び政令等公布及び国の通知に関するものでございます。専決処分につきましては、93ページ、平成31年3月29日付専決処分でございます。専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。専決事由といたしましては、地方税法等の法律及び関係政令公布、また国通知により、被保険者の減免期間の見直しが生じたため、今年3月29日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。本件につきましても、平成表記となっております。ご理解をお願いいたします。改め文につきましては94ページ、新旧対照表は95ページからとなっております。説明については、次の97ページからの説明資料により説明いたします。

改正の概要について説明いたします。まず第2条ですが、これは政令改正に伴うもので、今般医療費が増加する中、保険料負担の公平性確保の観点から、基礎賦課分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものであります。これにより、課税限度額は基礎課税額現行58万円が61万円に、これは2年連続の引き上げとなります。後期高齢者支援金等賦課額、これは19万円が4年間据え置きとなっております。介護納付金課税額16万円、これは5年間据え置きとなっております。以上となるものでございます。次に第23条ですが、政令改正に伴うもので、経済動向等を踏まえ一定の所得以下の世帯の保険料の軽減負担を図る観点から、この軽減判定基準を見直すいわゆる拡大するものであります。

具体的には、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の課税に乗ずるべき金額を、現行27万5千円から28万円に、また、2割軽減の対象となる同乗ずるべき金額を、現行50万円から51万円に、それぞれ引き上げるものであります。最後に、附則第14条は、国(厚生労働省)通知による改正で、これは、現在ある減免規定の趣旨に沿った対応において、一部期間の見直しの国からの通知があり、この通知に沿った附則、規定の追加であります。内容は、旧被扶養者に対する減免期間を均等割、平等割について、現在当分の間であるものを、これを2年間とするものであります。次ページですが、今説明しました政令改正に伴うものを説明したものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ※税率等の一部改正に関するもの、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 99ページをお願いします。議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について説明いたします。

本案件は、税率等一部改正に関するものであります。元号表記につきましては当然の事ながら令和表記となっております。先決事由といたしましては、令和元年度の阿武町国民健康保険税の第1期分の納期が、この6月1日から始まるので、5月31日までに税率を決定し条例を定めなければならないためであります。改め文は101ページから、103ページからは新旧対照表、そして111ページからは説明資料であります。

それでは、111ページからの説明資料により説明いたします。111ページをお願いいたします。まず、税率算定経過からご説明いたします。資料ページ横資料でございますが、この本資料は、昨年の新制度導入時の税率設定根拠資料とほぼ同じ構成となっております。税率等算定におきましては、昨年同様、山口県によ

る県全体の医療費等の算出から、各按分等により各市町の事業費納付金と各市町の標準保険料率が示され、それを参考に各市町で税率等を算定する事となっております。今年度は、都道府県単位の運営へと国保制度改革がなされてから2年目となります。新たな必要な事業費納付金と参考とすべき標準保険料率が示されております。次ページをお願いします。左上の方ですけれども、その示された額等は、納付金総額においては、約1億2,700万円余り、また示された納付金総額から必要な国保税総額は、町に入る公費等を除いて約8,300万円余りとなります。また、その下ですが、県から示されました標準保険料率、各医療、支援、介護につきましては、そこに表記してありますとおり5.85%で23,569円、以下それぞれ記載の率及び額であります。なお、これらの金額が示された税率等は、おおむね減少傾向となっております。これらを踏まえ、今年度からの新たな税率等の設定においては、阿武町で独自に計算いたしました。まず、今説明いたしました県の標準保険料率についてですが、これは、山口県が県全体から阿武町の人口構成の比率、或いは阿武町の総所得、それから世帯数、医療費等の比率構成等から、詳細かつ厳密に阿武町分が計算され、0.01%及び円単位で算出されたものであります。次に、3つの矢印、右の部分であります。まず、県から示された標準保険料率を、ほぼ準拠いたしまして、率は小数第1位までに切り捨て、額については百円単位で切り捨て、これに、阿武町においては、今年度の実際の被保険者データに当てはめて独自計算を行いました。結果、実際上においても、必要な国保税額の総額を確保、充足する事の確認に至ったところです。ついては、今年度の新たな保険料の設定については、県の標準保険料率にほぼ準拠する表記の率及び額によって新たな税率等を設定する事としたものでございます。次のページをお願いします。新たな税率等をまとめたものです。平成30年度と令和元年度及び県の標準保険料率を併記しております。なお、表の下段には、参考比較としてそれぞれの率、額を合算したもの

を再掲しております。再掲の1は、40歳から65歳未満に該当する介護分までを加えたもの、再掲2においては、65歳以上の方に該当し介護分は除くもので、いずれもおおむね10%から15%程度減少しておるものであります。次のページをお願いします。本ページは、前ページの税率等の改正により、第23条等に定める軽減を受ける場合の7割、5割、2割軽減の軽減後の額について示したものです。次のページをお願いいたします。次のページは、今回の改正において、そのまとめを記したものです。平成30年度と令和元年度の比較記載です。令和元年度は、被保険者数988人、世帯数633世帯で、双方とも減少しておりますが、調定額でも表記のとおり前年度を下回っております。そして、あくまで平均ですが、結果において被保険者1人あたりの税額については、平均しますと84,966円、前年度に比べて8,664円の減額、1世帯あたりで平均いたしますと、132,616円、14,038円の減額となるものであります。最後に、今回新たに定める事とします保険料につきましても、これまで阿武町では、毎年税率等の改定を行ってきましたが、現在のところですが、今年度以降特に大きな変動要因等が生じなければ、住民の利便性等を考慮して、一定期間向こう3年間程度は固定する方向で考えていきたいと、まず考えているところでございます。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町介護保険条例の一部を改正する条例)、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書の116ページをお願いします。議案第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町介護保険条例の一部を改正する条例)について説明します。

今回の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され同年4月1日

から施行される事となったため、平成31年3月29日付で専決処分を行ないましたので、これをご報告し承認を求めるものです。117ページに専決処分書、118ページに改正条文、そして119ページから120ページまでが新旧対照表となっておりますが、121ページの参考資料により説明をさせていただきます。121ページをお願いします。本年10月に予定されております消費税増税に伴い、低所得者の保険料軽減強化が図られる事になったための改正で、これまでは、第一段階のみに適用されておりました軽減対策が、第三段階まで拡充されるものです。参考資料の表にありますように、所得段階が第一段階の方については、平成27年4月から既に保険料軽減を一部実施し、基準額×0.5が基準額×0.45に軽減されておりましたが、今年度は、基準額×0.375で年間保険料が25,425円に軽減されます。第二段階の方については、基準額×0.75が基準額×0.625で年間保険料が42,375円に、第三段階の方については、基準額×0.75が基準額×0.725で年間保険料が49,155円に、それぞれ減額強化される事になります。また、来年度(令和2年度)につきましても、更に減額強化が図られる予定となっておりますが、今回の条例の一部改正は、本年度単年度分のみの改正で、来年度分につきましては今年度末に改めて条例の一部改正をお願いする事となります。なお、今回の一部改正により減額となる保険料ですが、第一段階が対象者231人、第二段階が246人、第三段階が172人の計649人を見込んでおまして、総額で3,827千円の減額となりますが、3/4を国、県の補助金で賄われる事となっております。118ページの附則をお願いいたします。第1条は施行期日で、この条例は平成31年4月1日からの施行となります。第2条は経過措置で、改正後の阿武町介護保険条例第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用とし、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の規定であります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第5号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

て、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書122ページをお願いします。議案第5号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、をご説明いたします。

本件につきましては、令和元年度以降に予定する事業の内、過疎対策事業費の起債予定の事業につきまして、起債対象とするためには「阿武町過疎地域自立促進計画」に追加掲載する必要があるため、計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものです。124ページから127ページの新旧対照表の追加または変更部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思います。内容としましては、過疎計画の別表、事業計画の表中に事業の追加及び変更を加えるもので、まず、本文2項、別表1の「産業の振興」の(1)「基盤整備」水産業の事業に、「宇田郷漁港機能保全事業 機能保全調査設計と機能保全工事」を追加するものです。これは、老朽化した尾無地区の漁港の機能保全のため、護岸の長寿命化工事に伴うものです。次に、本文3項、別表2の「交通通信体系の整備 情報化及び地域間交流の促進」の(1)市町村道 道路 亀山・十王堂線 道路改良の項中「L=900m」を「L=960m」に改め、東方・筒尾線(単独事業)ですが、道路改良の項中「L=150m」を「L=200m」に改めるものです。亀山十王堂線については、起点の変更、東方筒尾線については、詳細設計に伴う延長の変更です。次に、本文4項、別表3の「生活環境の整備」の(3)「廃棄物処理施設 ごみ処理施設」の事業に、「塵芥処理車更新事業」を追加し、(5)「消防施設」の事業に、「常備消防救急自動車更新整備事業事務費委託料」を追加するものです。これは、老朽化したごみ収集車の更新と、萩市消防に配置する救急車の更新に伴うものです。最後に、本文7項、別表6の「教育の振興」の(1)「学校教育関連施設 その他」の事業に、「スクールバス更新整備事業」を追加するものです。これは、老朽化した宇田郷地区のスクールバスを更新するものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第6号、町道路線の変更について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書128ページをお願いします。議案第6号、町道路線の変更について説明します。

本案件は、東方の庫岡さん宅そばから後山霊園付近までの、町道東方筒尾線バイパス工事が完成した事に伴い、町道東方筒尾線の路線の追加、庫岡さん宅前から市公民分館付近まで町道奈古中央線と重複し、町道東方筒尾線に延長を優先させていましたが、このたび重複区間の町道東方筒尾線を削除し、町道奈古中央線として延長を追加、町道横川線の起点付近が町道東方筒尾線バイパス工事で取り込まれた事による路線の一部廃止、町道嵩線から町道長浜西ヶ畑線までのバイパス工事が完成した事に伴い、町道長浜西ヶ畑線の路線の追加について変更議決をお願いするものです。それでは、131ページから134ページ的位置図で説明します。まず、131ページの町道奈古中央線についてですが、現道は寺東から釜屋までで図面はその一部となりますが、青色の認定済路線延長1,793.5mに赤色で着色しています148.2mを追加し、路線延長を1,941.7mとするものです。新たに追加する路線は、町道東方筒尾線と重複区間となっていた部分で、今回重複部分の追加の変更をお願いするものです。次に、132ページの町道東方筒尾線についてですが、現道路は奈古駅前から筒尾までで図面はその一部となりますが、青色の認定済路線延長3,157.5mに、赤色で着色しています265.8mの追加と、先ほど町道奈古中央線で説明しました148.2mの重複区間を削除し、路線延長を3,275.1mとするもので、バイパス部分の追加と重複区間の廃止の変更をお願いするものです。次に、133ページの町道横川線についてですが、現道路は庫岡さん宅そばから大山さん宅前までで起点側57.7mを一部廃止し、路線延長を257.3mとするものです。町道東方筒尾線バイパス工事で取り込まれた事による路線の一部廃止の変更をお願いするものです。次に、134ページ

の町道長浜西ヶ畑線についてですが、現道は国道191号から畑集落までで、青色の認定済路線延長664.5mに赤色で着色しています138.8mを追加し、路線延長を803.3mとするもので、町道嵩線からのバイパス部分の追加の変更をお願いしまするものです。以上です。

○議長 続いて、議案第7号、阿武町道路条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 135ページをお願いします。議案第7号、阿武町道路条例の一部を改正する条例について説明します。

次の136ページの新旧対照表で説明します。第3条第2項を削除し、別表も削除するものです。この別表につきましては、路線の認定、廃止、変更の議決をお願いします際、その都度別表も改正する必要がありましたが、山口県及び他市町の条例にも等級別表がありませんので、今回道路条例から削除をお願いしまするものです。施行期日は、令和元年7月1日からです。以上です。

○議長 続いて、議案第8号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の137ページをお願いします。議案第8号、物品売買契約の締結について説明します。

本案件は、塵芥収集車（いわゆるパッカー車）の更新に係るもので、現在の車両は、平成22年度に導入後丸9年が経過し走行距離も35万kmを超え故障も増えてきたことから、今回更新をするものであります。更新に当たっては、5月28日付で県内に営業所のある3者に対して仕様書による見積りを依頼し、6月12日の締め切りをもって見積合わせをした結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社 中国ふそう山口支店が、消費税込みの7,070,390円で最低見積者となりましたので、これと契約いたしたく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりご議決をお願いしまするものです。なお、

車両の仕様につきましては、現在のものとほぼ同じ仕様となっております。以上で説明を終わります。

日程第12 議案第9号から日程第15 議案第12号を一括上程

○議長 日程第12、議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)から、日程第15、議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)までを一括議題とします。

○議長 まず、議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、138ページをお願いいたします。議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。まず、第1条は令和元年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して今回の補正額は、1億2,045万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、29億4,445万円とするものです。また、第2条は歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。補正予算書12ページ、1款、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費、プレミアム付商品券事務費、児童福祉総務費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、環境保全型農業直接支援対策費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小学校)、給食センター費、学校管理費(中学校)、教育振興費(中学校)、社会教育総務費、町民センター

費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、14款、国庫支出金から、副町長。

○副町長 それでは8ページからお願いいたします。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 ここで皆さんにお諮りします。本日は4時までの時間予定ですが、このままでいくとちょっと時間が足りないかもわかりませんので、暫時延長させてもらいます。

○議長 次に、議案第10号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の139ページをお願いします。議案第10号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は、予算の総額に515万2,000円を追加し、予算の総額を6億2,732万4,000円とするものです。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第11号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書140ページをお願いします。議案第11号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)について、説明します。今回の補正は、予算の総額に91万円を追加し、予算の総額を5,731万3,000円とするものです。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算

(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○民生課長 議案書141ページです。議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は予算の総額に550万5,000円を追加し、予算の総額を6億8,360万5,000円とするものです。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

#### 日程第16 発議第1号

○議長 日程第16、発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、説明を求めます。5番、小田高正君。ご登壇ください。

○5番、小田高正 発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提案理由を述べます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところがあります。しかしながら、過疎地域では、依然として人口流出が続き多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊や河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

このような状況下、本町におきましては、この過疎地域の指定を受け、この過疎地域自立促進計画に基づいて行う事業の財源として過疎対策事業債の発行が認められ、この借入条件の良い過疎債を利用し、限られた財源の中で、これまで過疎対策道路整備事業や公営住宅整備事業、地域公共交通の整備等ソフト・ハード両面において幅広く事業を実施しているところであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充

実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが不可欠であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。以上、議員の皆様におかれましてはご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明を終わります。

## 日程第17 委員会付託

○議長 日程第17、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第12号並びに発議第1号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号並びに発議第1号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 ここで暫時休憩します。

(この後、引き続いて特別委員会を開催するか協議)

それでは休憩を閉じます。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。なお、この後、10分の休憩の後、阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員

会室へご参集ください。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 16時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 田 中 敏 雄